

## 議 事 日 程 第 3 号

平成24年12月10日(月)午前9時開議

日程第1 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程第3号と同じ

---

### 出欠議員氏名

出席議員(24名)

1番	佐藤	兵	議員	2番	高橋	義和	議員
3番	小久保	広信	議員	4番	我妻	徳雄	議員
5番	木村	芳浩	議員	6番	高橋	嘉門	議員
7番	小島	卓二	議員	8番	高橋	壽	議員
9番	白根澤	澄子	議員	10番	佐藤	忠次	議員
11番	遠藤	正人	議員	12番	堤	郁雄	議員
13番	工藤	正雄	議員	14番	齋藤	千恵子	議員
15番	島軒	純一	議員	16番	海老名	悟	議員
17番	相田	克平	議員	18番	渋間	佳寿美	議員
19番	相田	光照	議員	20番	中村	圭介	議員
21番	山村	明	議員	22番	鈴木	章郎	議員
23番	山田	富佐子	議員	24番	佐藤	弘司	議員

欠席議員(なし)

---

出席要求による出席者職氏名

市 長	安 部 三十郎	副 市 長	小 林 正 夫
総 務 部 長	須 佐 達 朗	企画調整部長	山 口 昇 一
市民環境部長	赤 木 義 信	健康福祉部長	菅 野 智 幸
産 業 部 長	小 川 正 昭	建 設 部 長	唐 澤 一 義
会 計 管 理 者	遠 藤 善 則	総 務 課 長	菅 野 紀 生
財 政 課 長	後 藤 利 明	総合政策課長	我 妻 秀 彰
水 道 部 長	松 村 孝 義	病院事業管理者	芦 川 紘 一
市立病院局長	加 藤 智 幸	教育委員会 委 員 長	高 橋 英 機
教 育 長	原 邦 雄	教育管理部長	神 田 仁
教育指導部長	土 屋 宏	農業委員会会長	伊 藤 精 司
農業委員会 事 務 局 長	高 橋 寿 一	選挙管理委員会 委 員 長	金 屋 慶 助
選挙管理委員会 事 務 局 長	高 橋 龍 一	代表監査委員	高 野 欽 一
監 査 委 員 事 務 局 長	佐 藤 利 信		

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	後 藤 俊 英	事 務 局 次 長	高 野 正 雄
副 主 幹 兼 議 事 調 査 係 長	松 田 順 子	庶 務 係 長	青 木 重 雄
主 査	堤 治	主 任	渡 部 真 也

午前 9時00分 開 議

- 佐藤 兵議長 おはようございます。  
ただいまの出席議員24名であります。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の会議は議事日程第3号により進めます。

.....

### 日程第1 一般質問

- 佐藤 兵議長 日程第1、一般質問を行います。  
順次発言を許可します。  
一つ、「地域主権改革」に対する市長の認識は外3点、6番高橋嘉門議員。

〔6番高橋嘉門議員登壇〕（拍手）

- 6番（高橋嘉門議員） 皆さん、おはようございます。きのうからこの冬一番の積雪ということで、皆さん雪片づけでお疲れかなと思います。雪もほどほどに降っていただいて、米沢市も経済が回ってくるのかなというようなことも期待しながらですが、まずはこの冬、そんなに財政負担にならない程度の雪で終わってほしいなと思います。

私の質問は4点であります。

まず、地域主権改革に対する市長の認識は、ということでございます。

地方分権一括法が成立して10年余り経過いたしました。この間「三位一体改革」など基礎自治体にとっては厳しい時代を経て、政権交代後、民主党政権は地域主権改革を政策の「一丁目一番地」と位置づけ、2011年に第1次・第2次地域主権改革一括法が成立しましたが、実質的には成果として進展していない現状があります。

これまでの取り組みの中で、「義務付け・枠付け」の緩和については、これまで自治体の事業展開を縛ってきた法律・政令・省令の基準緩和により、地方の事務事業の実施・方法を地方

議会が定める条例によって決定し、地方自治体みずからの判断と責任において行政を実施する仕組みづくりを目指しておりますが、なかなか進展しておりません。

また、国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使えるいわゆる一括交付金も限定的であります。そのほか国の出先機関の原則廃止や国と地方の協議の場など、具体的にはなかなか進んでいない現実があります。

今後は、地域主権改革において地方自治体の責務と力量が問われることはもちろんと考えますが、基礎自治体、つまり市町村の自己決定権の強化とともに、自治体の財政調整システムを構築していくことが大事と考えます。そこで、地方から現実的な声を発信していくべきと考えますが、市長は現時点で地域主権改革に対する認識はどのように持っておられるのか、また見解をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

そして現在、この「義務付け・枠付け」の基準緩和により本市への影響は出てきているかお伺いいたします。

また、地域主権改革で機関委任事務量の増加や、権限移譲が進めば、そのための財源の手当て、確保などについて、全国市長会などでは政府に対してどのような要請をしているのか、そして地域主権改革の将来の展望に向けて安部市長はどのようなスタンスで取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

2点目、置広の電算共同処理事業について伺います。

置広の電算共同処理事業は、初め米沢市が先行して一部の電算業務を行っていたが、昭和46年に置賜広域行政事務組合が設立すると同時に、当時株式会社米沢電子計算センター、現在の株式会社データシステム米沢に業務委託し、3市5町の電算共同化がスタートしました。

しかし、昭和60年代に入るとコンピューター技術の飛躍的發展により機器の小型化及び低価格化が進展し、構成市町から即時処理の要望が出てきて、共同処理から離脱し自前のシステム導入による独自処理が進展してきました。

そして、平成18年には構成8市町のうち共同処理事業に残ったのは米沢、南陽、白鷹と長井の一部事業となり、平成21年からは新たな共同化の枠組みとして置広が共同アウトソーシングの取り組みを始めました。これは、市町がシステムを所有しないで標準パッケージを使用するというので、プロバイダーからインターネットを通じてソフトのレンタル使用する手法を導入し、ネットワーク回線を利用することで全国どここの民間データセンターも活用可能となる新しいサービスのあり方を導入し、電算処理経費の縮減につながっているようであります。

来年平成25年からは一部の事務以外、共同処理事業は米沢市だけになります。このような中で、米沢市は共同アウトソーシングの効率性とメリットについてどのように現時点で考えているのかお伺いいたします。

このような中で、今後、置広や電算共同処理事業について米沢市はどのような対応をしているのか、また共同処理のメリットをどのように考えているのかお伺いいたします。

また、歴史的な背景や産業振興の立場から、地元企業でもあるデータシステム米沢への影響と米沢市との関係はどのように考えていくのかお伺いいたします。

次に、新年度からの「地籍調査事業」の取り組みについてお伺いいたします。

まちづくり総合計画第4期実施計画の中で、適正な土地利用の推進という項目の中で地籍調査事業が25年から計画されております。以前本市においても、昭和30年代後半ごろに国の国土調査事業推進や水田の基盤整備事業などの推進計画策定などにあわせて事業実施されましたが、

住民からの反対を受けて休止となっております。

地籍調査事業は、東日本大震災は別格として自然災害などの災害復旧の迅速化や土地取引の活発化とトラブルの回避、個人資産の保全、そしてまちづくり計画策定の基礎資料として、土地の有効活用や課税の適正化、公正化を推進する上で将来に有効な事業と考えます。そして国も事業推進のために、事業費の市町村負担の軽減を図る意味で、全体事業費の5%の負担となっております。例えば年間の全体事業費が1億円としても500万円の一般財源となる事業となります。

新年度から取り組まれる地籍調査事業をどのように進められるのか、実施計画は検討されているのかお伺いいたします。

また、休止状態にある本市の実施状況はどのような状況にあるか。また、市民の理解を得ていく事業実施となるような取り組みはどのように考えておられるのか質問いたします。

そして、本市としてまちづくりと土地利用の観点から、どの用途地域から進められるのかお伺いいたします。

次に、周辺地域の公共交通の充実について。この質問は去年の12月議会に引き続き質問いたします。

多くの議員もこれまで毎回のように質問されております。12月議会での質問で市長は、市長選挙終了直後での答弁で、市民要望として公共交通の整備、具体的にはバスシステムの整備という声が大変多く、市民要望が高いものと認識しているという答弁がありました。そしてその後、多くの議員が公共交通の空白地域の対応について、デマンド交通や乗り合いタクシー活用などについて質問されてきました。

本市では、現在廃止代替バスシステムの上限運賃化実証実験が実施されておりますが、本市としての総合的なバスシステム検討の現在の進捗状況について、最近のことでいいですから、

現状について簡単にお願ひしたいと思います。

また、公共交通の空白地帯に対するニーズ調査は実施されるのか。また、公共交通がないために高額な交通費をかけながら交通弱者が買い物や医療機関に行っていることについて、どのように考えておられるのか。そして、高齢者が閉じこもりがちになってしまう現状についてどのように今後考えていくのか。スピード感のある取り組みをすべきと考えますが、いかがでしょうか。

以前から申しているとおおり、県内35市町村の中で既に19市町村で導入されているデマンド交通・乗り合いタクシーは、大きいと言われる山形市、鶴岡市、酒田市でも導入されております。本市としても廃止代替バス路線の検討と同時並行して公共交通の空白地域の対策を早急に取り組むべきと思いますが、これについて市長はいかがお考えでしょうか。

最近、高齢者の運転する自動車事故も増加し、運転免許証の返還も進められている中で、交通安全の面からもぜひ取り組んでいただきたいと要望いたします。

以上、4点について壇上からの質問とさせていただきます。

○佐藤 兵議長 安部市長。

[安部三十郎市長登壇]

○安部三十郎市長 ただいまの高橋嘉門議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、地域主権改革に関してお答えをいたします。その他につきましては部長よりお答えします。

地域主権改革につきましては、国において平成21年11月に設置された地域主権戦略会議が中心となり、平成22年6月22日に閣議決定されました地域主権戦略大綱に基づき、これまで義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、出先機関の原則廃止、ひも付き補助金の一括交付金化等の分野でさまざまな取り組みが進

められております。この地域主権戦略大綱では地域主権改革の意義について、明治以降の中央集権体質から脱却し、我が国のあり方を大きく転換する改革であり、国と地方公共団体の関係を上下の関係から対等の関係へと根本的に転換し、国民が地域の住民としてみずからの暮らす地域のあり方についてみずから考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づいて改革を推進していくとしております。

御質問のように、全国市長会を初めとする地方六団体においては、この方針に共感して、平成21年12月15日閣議決定された地方分権改革推進計画や地域主権戦略大綱に基づく取り組みを評価するとともに、みずからも地域主権改革の推進に取り組まれている状況にあります。この地域主権改革につきましては、地域がみずからの責任と実行力で住民とともに独自のまちづくりを実践していくという観点から、地方自治体にとっては非常に有益なものであると認識しております。

しかしながら、先ほどの国の出先機関の廃止や権限移譲に伴う財源の配分等、解決すべき課題があることも事実であります。したがって、地域主権改革の推進については、基礎自治体である市町村の意見を十分に踏まえた上で推進していくべきものであるというふうに考えております。

また、御質問にありましたが、地域主権改革推進の上で現時点では市政運営において財政上大きな影響は生じていないところであります。

続いて、ひも付き補助金の一括交付金化につきましては、国の地域主権戦略大綱に基づく取り組みの一つに掲げられて、これを受けて平成23年度に地域自主戦略交付金が創設されました。平成23年度は都道府県向けの投資補助金を対象として内閣府に4,799億円の予算が一括計上され、その一部には客観的指標に基づく配分方法が導

入されたところであります。都道府県は交付金の配分額の通知を受け、対象となった9つの事業について、各府省の枠にとらわれず自由な事業選択が可能となりました。さらに平成24年度は政令指定都市にも制度が導入されるとともに、対象が18事業に、予算額が6,754億円にそれぞれ拡大されております。

一方で、政令指定都市以外の市町村への導入については、年度間変動等の課題を踏まえつつ、地方の意見を聞きながら引き続き検討を図るとされております。年度間変動の課題といたしますのは、市町村では特に投資的事業において年度間で事業費が大きく増減する可能性があり、客観的指標に基づく配分が拡大されていくと見られる交付金とミスマッチが生じるおそれがあることであります。

また、一括交付金化されることにより予算総額が縮減される懸念もあるというふうに関心しております。

そうした課題を抱える一括交付金制度ではありますが、各地方自治体で異なる地域課題の解決とこれからのまちづくりに必要な施策に国の関与を低くした上で自由に使うことができる財源であるという点で、本市としても期待をしているところではあります。

最後に、地域主権が推進される中で市民生活にどのようなメリットがあるかについてであります。改革の推進により、市町村が地域の実情や市民のニーズをきめ細かく把握することができ、地域にとって本当に必要な行政サービスを市町村がみずから判断し、スピーディーに提供することにつながるというふうに関心しております。

また、住民に一番近い基礎自治体である市町村でありますから、地域住民がみずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組むようになってくるものというふうにも考えております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、置賜広域行政事務組合が行う電算共同処理事業に対する本市の考え方についてお答えをいたします。

初めに、電算共同処理を開始してから現在までの経過を御説明申し上げます。

置賜広域行政事務組合は、時代の趨勢による地域住民の生活圏の拡大に対応するため、し尿、ごみ処理を初めとした生活関連公共施設の適正配置やコンピューターを活用した効率的な行政事務を実施する共同処理体制の確立を目的として昭和46年7月に置賜3市5町が設立をした一部事務組合であり、電算共同処理は当時では全国的にも類例がなく、先進的取り組みとして注目された設立当初からの事業の大きな柱の一つであると認識をしております。

そもそもコンピューターを利用した行政事務処理については、昭和30年代前半から全国に先駆けて本市が独自に実施をしていたもので、当時では相当に高価なコンピューターシステムを各市町が独自に導入することは困難であったため、置賜3市5町で処理費用を分担しながら共同利用しようとする機運が高まり、置賜広域行政事務組合設立と同時に取り組んできたものであります。その後の急速な技術の進展とコンピューター及びシステムの低価格化が進んだことにより、各市町の実情に合わせた独自の処理方法と運用などが望まれたことから、独自処理に移行する市町があり、平成20年度時点では本市を含めて3市町が電算共同処理を行っている状況でありました。来年度からは、議員仰せのとおり、米沢が中心になるという格好になっております。

電算共同処理の将来のあり方については、以前から置賜広域行政事務組合が中心となって検討を重ねてまいりましたが、独自処理に移行していた市町も含めて財政状況の悪化に伴う行財

政改革の必要性や住民サービス向上の観点から、システム運用経費や導入コストを一層縮減しながらシステムを更新しなければならないといった共通の課題が大きくなってきた一方で、そうした時期と呼応するようにコンピューターや通信ネットワークの技術の大幅な進化とともに、従来では存在しなかった新たなサービスの利用が現実的になったこともあり、改めて電算共同処理へ向けた検討を進めた結果、平成21年4月の長井市を皮切りに、現在の共同アウトソーシングによるシステムの利用が開始されたところでもあります。

本市でも共同アウトソーシングの利用を検討をいたしました。その時点では次期住民情報システムの設計や運用の検討などの導入作業に着手をしていたことと、福祉、介護保険、財務会計、上下水道料金などの各システムについて本市では各課が個別に導入・運用を行っており、その運用形態や更新時期なども含めた調整が困難であったため、全部で12業務のうち、医療費助成システムと人事給与システムの2つの業務について共同アウトソーシングを利用することとして現在稼働しているところでもあります。

共同アウトソーシングは、導入及び運用経費を低く抑えるために標準サービスをカスタマイズしないで使用することが前提であるため、原則として各市町ともに同じ条件で運用しておりますが、自治体の規模や行政事務の考え方により同一条件での運用が困難な事例も見受けられ、その場合は別途個別対応している状況もあることから、本市で全業務を導入する場合の問題点も十分に検討する必要があると考えております。

今後は、平成23年度に稼働いたしました現在の住民情報システムの更新時期に合わせて、中長期的な視点に立って本市のシステムのあり方を総合的に検討していきたいと考えております。

次に、置賜広域行政事務組合が電算共同処理を委託発注をしている株式会社データシステム

米沢との関係についてであります。データシステム米沢は、コンピューターによる自治体行政事務の共同利用及び民間企業の経営合理化を目的として官民が協力をして昭和41年に設立をした第三セクターであり、当初は株式会社米沢電子計算センターとしてスタートをいたしました。以来、本市の電算化における重要な役割を果たすとともに、置賜広域行政事務組合が行っている電算共同処理の受託事業者として着実に実績を重ねる一方、大量の情報を短時間で処理することが可能な技術・設備を有し、公的機関等の認証を取得している専門会社としては市内唯一の存在であり、本市にとっても多くの雇用を生んでいる地元の優良企業の一社として重要な存在であると認識をしております。基本的には、今後とも電算システム全体の経費削減と安全で円滑なシステム運用に努めながら、継続して業務の一部を担っていただきたいというふうに考えております。

次に、周辺地域の公共交通の充実についてにお答えをいたします。

初めに、廃止代替バスの見直しについてであります。現在、山上、田沢、万世地区において廃止代替バスの今後のあり方について検討を行っているところでもあります。先日開催をいたしました山上、万世地区のワークショップ及び出席者アンケートの結果を見ますと、大半の方が将来的にバスなどの公共交通が必要であるというふうに考えており、その理由としては、高齢になった際の通院や買い物への不安があるというものであります。現状、乗車人員や運賃収入が右肩下がり、ややもいたしますと空気バスとやゆをされてしまうような状況ではあります。暮らしを支えるという公共交通の必要性を鑑みつつ、今よりも利便性が高くお出かけに利用してもらえるような公共交通にするためには、それを利用する地域住民の方々の意見を集約をし、現状と課題を明確にすることが最も

重要となるものと考えております。

今後も対象地区との調整を重ね、地域の現状をしっかりと把握をした上で、新しい交通手段の構築に当たっては既存のバス路線の考え方にとらわれることなく、デマンド交通システムの導入の可能性も視野に入れながら、いつまで検討していくのかという御質問でありましたが、平成25年度中にはその方向性を明確にしたいというふうに考えております。翌平成26年度以降に新たなシステムの運用につながっていくように努めていきたいというふうに考えております。

次に、交通空白地帯における高齢者の方々への対応及びその調査について一括でお答えをさせていただきます。

まず、交通空白地帯であります。鉄道やバスなどによってカバーをされていない地域全体をイメージいたしますが、基本的には、その中でも暮らしを支えることを前提として、移動手段の確保の必要性が高い地域のことであり、このように考えております。

本市においても高齢化が急速に進んでおり、高齢者の単身または夫婦世帯が65歳以上の人口の30%を超えているという現状があります。そのような中で、特に高齢者世帯では、車がない、免許を返納している、送迎してくれる人がいない場合などにおいては公共交通の必要性は飛躍的に高まっていくものと認識をしております。地域の方々の暮らしを支えるためのお出かけをどのように保障するかということは非常に重要なことであり、この状態は5年後、10年後にさらに高まっていくものと考えております。

このようなことから、交通空白地帯につきましても、今後順次検討の時期を見計らいながら調査を進めてまいりたいと考えております。調査に当たっては、しっかりと現状と課題を把握した上でなければ地域住民が望む公共交通とはならない可能性がありますので、現在検討を行

っております廃止代替バスの見直しにおける経験や成果を生かしつつ、デマンド交通システム導入の可能性なども含めて、地域住民の方々の協力を得ながら順次実態の調査を進めていきたいというふうに考えております。

次に、民間交通事業者との意見交換の必要性についてお答えをいたします。

道路運送法においては、新たにバス路線等を設置する場合や市民バスの登録更新の際などに交通関係の利害関係者を集めた地域公共交通会議を開催し合意を得ることが必要となっております。この会議体は、基本的には利害関係を調整することが主な目的となっておりますが、これからの公共交通をどのようにしていくべきかを考える場として意見を求めていくことも可能であり、市民バスの運行に関してそれぞれの立場から御意見、御要望をいただくことも行っております。

これを随時開催していくとともに、山交バス株式会社や米沢地区ハイヤー協議会など交通事業者とも個別に意見交換の場を設けながら、今後の地域公共交通のあり方についてある程度の方向性やテーマを設けて協議をしてみたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○佐藤 亮議長 小川産業部長。

〔小川正昭産業部長登壇〕

○小川正昭産業部長 私からは、新年度からの地籍調査事業の取り組みについてお答えいたします。

地籍調査事業につきましては、今年度中に調査対象区域をある程度絞り、平成25年度から事業の着手を予定しております。まず最初の2カ年、平成25年度、26年度で現地の実調査に向け整えなければならない諸準備を行いたいと考えております。

本市の地籍調査事業は、昭和32年度に一度着手し昭和39年度に休止している関係から、事務

手続に必要な事業を再開するための計画変更申請及び現地測量をするために必要な測量基準点の設置申請を平成25年度に国へ行うとともに、調査対象区域となった箇所の中区や既存の実測図及び土地所有者等を把握するための事前調査などを行う予定にしております。

そのような準備を経て、地籍調査システムの導入などを行いながら、平成27年度から現地の実調査に入っていきたいと考えております。当然のことながら、市民の皆さんにはこの地籍調査の目的とメリットを十分御説明しながら進めてまいりたいと考えております。

なお、地籍調査を進めるには関係部署の調整と土地情報の一元化が重要であることから、平成25年度より所管を総務部財政課に移し事業推進に当たってまいります。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 高橋嘉門議員。

○6番（高橋嘉門議員） ありがとうございます。

地域主権改革について再度質問させていただきます。

今まさに解散総選挙ということで、今回の選挙の中で動きとして第三極という流れがあるわけですが、その中で出てきているのがやっぱり地域主権というか、例えば都道府県なり政令指定都市がいろいろ政策をする上で、なかなか国の制度が一つのネックになってできないのでそれを何とかやっていかなくちやならないということで、地域政党といいますか、そういう流れがあるわけですが、そのような中で、ひとつ市長としての考えとして、やっぱり都市部と地方については若干ニュアンスが違う部分があるのかなと私思っているんですが、その辺、東北地方、特に震災後、東北については大変復興のための流れとしてなかなかおくらせているとかいろいろある中で、やっぱりその地域主権というものを、こういう機会ですので、ぜひ東北の基礎

自治体である市長会あたりがやっぱり復興を中心としたさまざまな規制なり、また自主的にやっていく方向性を出すべきじゃないかなと私思うんですが、そういう東北の市長会の中でそういった話といたしますか、積極的な前向きな議論というのはないものでしょうか、ひとつ伺います。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 東北市長会等で国への要望とかそういうものというのは強くありますが、そうでなくて、一歩進んでみずからが、制度的なものもあるわけですが、制度改革としての地域主権はあるわけですが、そうでなくて、意識としての地域主権、そういうものをどんどん進めていこうというような動きは少し弱いように思います。ですから、結論として、もっと意識的に踏み込んでいくようなことは今後していくべき努力というふうに考えております。

今回の選挙で大阪市長の方が立ち上げた政党とか、あと滋賀県知事の方が立ち上げた政党とか、地方の首長がリーダーシップをとってというようになっていることからわかるように、どんどん流れが変わってきているというのがありますので、そういう中で、先ほど質問にありました交通問題、都会の例えば大阪とか東京の首長の方あるいは議員の方には御理解いただけない、実感いただけない地方の切実な問題というふうに思います。ですから、そういう地方特有の切実な問題などを解決していくためにもやはり地域主権ということを積極的に進めていかなくちはいけない。そして首長が引っ張っていかなくちはいけないという、そういうふうには考えております。

○佐藤 兵議長 高橋嘉門議員。

○6番（高橋嘉門議員） なぜそのような質問をしたかといいますと、都市部と地方のそういった認識的に現実として違う部分があるというのは、市長今言われたとおり、都市部で理解でき

ないことが地方であるんだと。その中で、今社会保障と税の一体改革で消費税の地方税化ということが議論されながら、それで反面、地方交付税の廃止論とかそういったところが、消費税を地方税化することによって、その交付税をやっぴり今までの地方交付税の制度を改革していくという流れなんですけど、私は大変これは地方にとって余り芳しくないなと。地方交付税の廃止論については、若干都市部のやっぴり若者がどんどん集まる税収の上がるどころの議論ではないかなということをおもっているわけですが、その辺、そういった意味で、地方交付税の今後議論されることについてやっぴり地方からいろいろな発信をしながら、やっぴり国民とか市民に平等な政治なり制度が行き届くようなことを目指していくべきではないかと思しますので、その辺、地方税のそういった廃止論的な観点についてぜひ一言お願いしたいと思します。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 地方交付税の廃止というような考え方については極めて問題がある、よろしくないというふうに思っております。極めて簡単な話ではありますが、田舎の地方自治体と都会の地方自治体、田舎のほうが努力をしないで税収が上がらない、都会のほうは努力をして税収が上がっているというような構図ではなくて、田舎の若い人たちが都会に出て、働いて、そして都会の税収が上がっている。そして、都会で働いている若い人たちは田舎に残している年寄りの親とかそういうことの心配をしているわけですから、そういう意味では、地方の田舎の人たちの努力によって都会の税収が上がっているというそういう簡単な構図があるというふうに思っています。

そういうことからいきますと、地方交付税、現実にどうなるかですが、地方交付税の制度が廃止になるというようなことはよろしくない

というふうに思っています。

○佐藤 兵議長 高橋嘉門議員。

○6番（高橋嘉門議員） 市長も私と認識はその辺は似ていると思っています。

それで、一括交付金というひも付き補助金の廃止に向けたとありますが、それで、現実的に現在は特区構想的に、例えば特区申請によって例えば制度、福祉であったりいろいろな部分での、子育てをやったりの部分の一括交付金的な流れはあるんですが、将来的にこの一括交付金をさまざま地方で活用といいますか、いろいろな国に対して要望なりいろいろな事業を展開していきたいというときに、やっぴり米沢市独自に、成長戦略でないですが、米沢市はこういう地方都市をつくるんだという考え方をやっぴり今からきちっと、例えば有機ELを中心とした産業構造で地域を活性化していくとか、例えば子育てはしやすい、一番そういう都市を目指す、あと義務教育といいますか、基礎教育はもう全国トップクラスだのような、そういう一つの目指す方向性をきちっと今から方向づけしながら、独自の都市を考えていくといえますか、まちづくりをしていくという上で、その一括交付金に対する、対すると申しますか、市としての考え方を現時点で明確にしながら今後市政をやっていくべきと思しますが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 そのような準備を進めていくべきものというふうに考えています。

○佐藤 兵議長 高橋嘉門議員。

○6番（高橋嘉門議員） ぜひ私たち議員にも見える形で方向性を示していただきながら、今後とも議会とともに議論させていただきたいと思します。

それでは次に、置広の共同処理ですが、これについては、共同アウトソーシングについては、住基ネットのシステムの更新の中で一つ23年あ

ったわけですが、それで23年度、24年度の分担金といいますか、置広の処理の分担金については、そのシステムができ上がったことで相当分担金下がっておりまして、当然それについては、一つの電算処理の課題は、そのシステムを独自で構築していく経費ですか、その辺が一つの将来の問題点かなということを思うわけです。それで、先ほど答弁でありました標準パッケージといいますか、インターネット等で回線を利用しての共同アウトソーシングについてはその部分が格安といいますか、経費が安いというようなこともあるわけです。そういう点の中で、今さまざまなインターネット回線等でウイルスといいますかセキュリティの問題が問われておりますが、その辺、今後の電算処理上の格安化といいますか、効率化の中で、そのセキュリティ問題というのはどのようにお考えでしょうか。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 実は、米沢市の平成23年度から稼働しました住民関係の基幹のシステムであります。これも置広の共同アウトソーシングと同じような考え方をしておりまして、サーバーを自庁内に置かないでセンターのほうに置きながら、遠隔でインターネット回線を使って端末を操作をするというやり方をしております。

当然ながらその通信網における安全性の確保というのはやっぱり最重要課題でありますので、市民の個人情報漏えいする、あるいは誰かによって見られる、改ざんされる、こうしたことのないようにガードを高くしていくということが最大努力として必要なことになってまいります。今運用しております私どもの米沢市のシステムにつきましてもこのことに十分に配慮させていただいた上で運用しておりますので、そのデータそのものの安全性を確保するその技術と認証を持っている相手方というところに視点を

置きながら力を入れているところであります。

○佐藤 兵議長 高橋嘉門議員。

○6番（高橋嘉門議員） それで、データシステム米沢との関係といいますか、結局は民間企業との取引ということになるわけですが、今後のこのコンピューター関係のシステムの流れがどう変化するかもまだあるわけで、データシステム米沢との契約の中の共同処理は米沢だけになりますが、その辺、米沢の地元企業として雇用の問題も含めながら、データシステム米沢と置広を通して米沢がやるのがいいのか、直接がいいのかというのは、その辺の議論というのはどういふものなのでしょうか、米沢だけになるという今後の経過の中で。ひとつその辺、お願いします。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 置広の中には御承知のとおり規約があつて電算共同処理をやっているわけでありまして、実態としては、今議員仰せのとおり、来春からは米沢市がそのほとんどを担ってしまうという格好になりまして、他の自治体がこの業務に関与しないといいますか、別な共同アウトソーシングシステムのほうに乗っかっていくわけでありまして、どうするんだというふうな議論であります。

これはひとえに、置広の中でこの電算共同処理というふうな業務体系をどういふふうに整理をしていくかということにかかってくるわけでありまして、まだ現実的には、米沢市がこういう状況になった後の姿について置広の中ではまだ整理がついていないというふうに承知をしてございます。当面は今のスタイル、要するに置広を介しながら米沢市とDSYの中で業務を進めていくというふうな流れになるんだろうというふうに思いますが、ただ将来的には、議員からもお話があつたとおり、可能性としては米沢市と相手方が契約をもって進めるという方法も選択肢として浮上してくるのではないかなとい

うふうには理解をしております。

○佐藤 兵議長 高橋嘉門議員。

○6番（高橋嘉門議員） わかりました。

次、移ります。

地籍調査事業ですが、当然この事業については以前に着手していた経過があるので、そしてなかなかこれは国としても進まないということではいろいろ事業推進のためにやっておりますが、なかなか地味な事業というか、やっぱり将来のまちづくり、そして個人資産の保全なりということであるわけで、その辺、当然地味な仕事ですからそんなに大げさに考えないで着々と粛々とやるべきでないかなと私思うわけです。着手もしているわけです。そして、基準点の確認とかなんとかということについても、当然どこからやるという方向性さえ決まれば、2年間も準備しなくてもすぐできるのではないかなと私思うんですが、その辺ちょっと、本格的には27年からという話はちょっと遅いのではないかなと思いますが、その辺について議論されたいでしょうか。

○佐藤 兵議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 これまでの実施状況の経過についてまず御報告をさせていただきますが、先ほども申し上げましたとおり、昭和32年度に一時着手をいたしまして、39年度に休止になったというふうなことであります。昭和30年代に実施しました地籍調査につきましては、現地調査が行われたものの、法務局での登記簿謄本書きかえ前に住民から固定資産税の負担が重くなることを理由に反対があったと、それで本事業を休止するに至ったというふうな経過があるようでございます。

これまでの地籍調査事業の実施状況であります。本市の調査対象面積につきましては、行政区域面積548.74平方キロメートルのうち、国有林等を除いた444.49平方キロメートルとなっております。そのうち、昭和30年代に地籍調

査を実施した上郷地区、塩井地区の22.32平方キロメートルと、昭和56年度以降に土地改良事業や区画整理事業等で確定測量事業を実施しました6.34平方キロメートルの合計28.66平方キロメートルが実施済み面積となっております。実施率では約6%となっております。ただ、実施済みでありましても、当時の測量制度が不十分であるというふうなこと、あるいは法務局への届け出状況などを精査する必要があるというふうなことから、再度測量調査の実施もあり得るものと思っております。

休止はしてはしておりますが、地籍調査の必要性や有効性については当市においては一定の理解をしておりますので、このたびの国の地籍調査事業10カ年計画、平成22年度から31年度にわたって行われるわけですけれども、再開に向けて研究を進め、まちづくり総合計画の第4期実施計画に位置づけしたところであります。

ただ、25年度、26年度、2カ年、全体計画の策定でありますとか、県との事前計画協議でありますとか、あるいは事前調査でありますとか、さまざまに進めるべき課題があるようございまして、予定どおり進めてまいりたいというふうな考えております。

○佐藤 兵議長 高橋嘉門議員。

○6番（高橋嘉門議員） 当然今は測量といってもGPSでやるわけですけれども、それで、一番課題については、今空き家もありますけれども、人口が減少していく中でそういう土地のいろいろな情動的なものが時代の流れとともにうやむやになっていく部分が結構これからふえるのかなと私思いますので、そういう意味では、事前協議なりいろいろについても、やっぱり当然早急に進めながら早く手をかけたほうが私はいいと思いますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

あと時間も、次の日程もあるようなので、最後に、公共交通について市長からお聞きしたい

と思いますが、先ほど若干地域主権でありましたが、やっぱり今廃止代替バスの検討なんか実験されている。赤字空気バスの問題があるわけで当然それはいいわけですが、ただ、視点としては、やっぱり利用者、住民のための公共交通ということの大前提にしていかなくちやならないと思います。ですから、私たちは代替バスがこれからどういう方向になるのかということも期待しておりますし、また利用者に喜ばれる、そして将来不安のある人の不安を払拭する、そんなシステムにしていきたい。ただ、今公共交通と言われても、車社会の中で例えばJRの駅があったり、そうしても当然そこまで歩いていかなくちやならない部分の考え方が昔とは全然違うわけですね。あと、高齢化社会も5年、10年前と全然高齢化が違う中で、やっぱり最近議員の方も、乗り合いタクシーであったり、デマンド交通をやってほしいというのは、やっぱり地元の現実を見ながら、高齢者が本当に買い物に行けない、あと医療機関にも満足に自由に行けない、そして何か買い物もできない、そういうことも含めながらやっぱり現実に利用者を考えた対応、あり方という部分で、空白地域のバス廃止代替もあります。空白地帯の部分も同時並行に考えながら、そして、どこかの地域からやっぱり試験的にそういう部分をやっていくことによってもっと早期に取り組めるんじゃないかなと思いますので、その辺ぜひ、廃止代替バスの検討もということではなくて、やっぱりもう少し空白地域の実態を見つめながら取り組んでいただきたいと思います。その辺、市長、去年の選挙後の答弁でかなりそういう要望が高かったということがありましたので、その辺ちょっと今の認識をお願いしたいと思います。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 公共交通の整備というのは市民の皆様方の切実な願いだというふうに思っていますので、これに応えるべく力いっぱい努力

していかなくちいけないというふうに思っています。

○佐藤 兵議長 高橋嘉門議員。

○6番（高橋嘉門議員） ぜひともにそういった意味では知恵を出しながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

終わります。

○佐藤 兵議長 以上で6番高橋嘉門議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前 9時55分 休 憩

~~~~~

午前10時05分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、教育力の向上と教育環境・学校管理体制の整備推進について外1点、5番木村芳浩議員。

〔5番木村芳浩議員登壇〕（拍手）

○5番（木村芳浩議員） おはようございます。米沢維新会の木村芳浩でございます。

本日も市内のほうから西部小学校の生徒の皆さんが議会傍聴にお越しをいただきました。まづもって心から歓迎をいたします。

これから、私、皆さんの将来のために教育についてと自然エネルギーについて市長さんを初め市役所の担当の方に質問をいたします。ぜひ、少しでも勉強になるように頑張っていきたいと思います。最後までお聞きをいただきたいと思います。また、執行部の皆様方におかれましても、金曜日からこうして社会科の勉強に来ている小学生にもわかりやすく丁寧に掘り下げて御説明をいただければと、冒頭をお願いを申し上げて

おきたいと思います。

さて、米沢も師走を迎えまして、本格的な冬の到来を感じる日々になってまいりました。平成24年も残すところ本日を含めまして21日余りで幕を閉じようとしております。市民の皆様、国会議場の皆様にとってどんな1年でありましたでしょうか。大震災・福島原発事故により避難されている被災者の皆様は、進まぬ復興により不自由な生活を今も余儀なくされていますことを思うと、このたび2度目の冬を迎えることになりました。一日も早くふるさとの復興が進められますことをただただ願うばかりであります。

そんな中始まったこのたびの衆議院選挙、各党が掲げたマニフェストはどれも見渡す限り同じような政策内容で、国民受けのよいことばかりが書かれているとしか言いようがありません。3年前に行われた政権交代によって日本が変わると期待を込めた国民は、今失望と不安のはざまに立たされ、東日本大震災で被災を受けた被災地3県の復興は依然と進まず、脱原発や再生可能エネルギー・TPP・消費税増税・社会保障といった政策が、国民負担・消費税増税という名のもとに、取り立て政策という形で始まるうともしております。このしわ寄せは我が米沢市にも例外ではなく現実のものとして降りかかってまいります。まさに国難を迎え、未来の子供たちに夢や希望が持てない社会になる危機感が高く、年金で暮らす高齢者も死活問題であります。この選挙戦に期待する思いは、国家再建をかけて、国民に対してスピード感を持って揺るぎのない仕組みを構築し、国民が望む・求める政策をいち早くなし遂げられる政党・政治家が誕生してくれることを願い、早速質問に入らせていただきます。

私からの質問は、冒頭申し上げました、これからの子供たちが社会に羽ばたくとき、あるいは羽ばたいた後に一人の人間としてしっかり生きていくための糧として、今の教育の重要性、

必要性の観点から、教育力の向上と教育環境・学校管理体制の整備についてお伺いをいたします。

現在の日本の教育は、少子高齢化やグローバル社会が急速に進む中において、知識基盤社会の到来を迎えました。今日の学校教育に託された国民の思いや期待は日に日に高まってきております。日本の教育は世界最高水準の教育力を目指して、新学習指導要領の円滑な実施や、いじめなどの教育上の課題に対応し、教員が生徒と向き合う時間や活動などを図ることによって質の高い義務教育を実現するため、各学校において取り組みがなされてまいりました。教育は生徒一人一人の人格の完成を目指すものであり、将来にわたって幸福な人生を送っていく上で大変重要なものであり、不可欠なものであります。

また教育には、将来この国や社会・ふるさとを担っていく子供たちを育てていかなければならない使命があり、国際競争力を身につけ、社会の急速な変化に対応していくために、教育の重要性を認識し、さらなる教育力を進めていかなければならない時代になってきたと思うのであります。

日本の子供たちがどの場所で学んでも一定水準の教育が平等に受けられるように、平成20年度より学習指導要領の改訂が進められてまいりましたが、3月定例会の一般質問でも申し上げましたが、この改訂では、知・徳・体のバランスを重視した「生きる力」を育むため、知識や技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力・創造力などの育成を重視し、教科などの授業時数の増加と教育内容の充実を図る目的があります。個々の能力はさまざまであるものの、時代を生き抜くためにこれからの子供たちに課せられる教育は大変レベルの高いものになっていかなければならない時代を迎えたのかもしれない。時に今の時代背景や経済背景が物語ってい

るように思えてくるのであります。ものづくりの日本の産業は、生産拠点を海外に移し、流れ作業・大量生産の時代は日本からどんどんなくなってまいりました。これから求められるのは全産業界におけるプロの技術者であり、研究者・開発者なのであります。そうすると日本の技術力・研究力・開発力は世界トップレベルであり、他国においては、同じものはつくれても技術・開発・研究においてはまだまだ日本に比べて乏しい現実があります。その象徴となったのが、ことしノーベル生理学・医学賞に選ばれた京都大学の山中教授のiPS細胞ではないかと思うのであります。本日10日、スウェーデンにおいて授賞式が行われるそうであります。心からお祝いを申し上げたいと思います。そのような視点で考えると、子供たちの教育原点のレベルアップはもちろんのこと、人間形成も高めていく時代であると考えざるを得ないのであります。近年において教育界では、これからの子供たちに、科学技術系の人材を育成していくために、理数系の好きな子供たちの裾野の拡大や子供の才能を見出し伸ばす施策を充実するなど、科学技術・理数教育の充実のための施策を総合的に推進するとともに、昨年度からは全国の小学校で外国語活動を新たに導入したことを初めとし、外国語教育も積極的に進められてまいりました。教育界の新時代の幕あけになるのではないのでしょうか。

そこでお聞きをいたしますが、本市においても、新学習指導要領に基づいてこれまでの子供たちに教育力を高める取り組みを行ってきたことと思われまふ。本年度教育委員会が掲げた目標・重点事業計画において、国が定めた策定を一つの指針として、地域性・歴史性といった重要な要素に配慮した計画とすることにより、実効性のあるものと捉えて進められてきた中において、これまでの全体的な取り組みの成果と時代背景を考え、理数教育・外国語教育の推進に

ついて、どのような教育指針を米沢市教育委員会としてお考えなのか御所見をお伺いいたします。

次に、道徳教育についてお伺いをいたします。

学校教育においては、人間として調和のとれた育成を目指し、子供たちの発達の段階に応じた道徳教育の指導がなされていると思います。幼児教育では、総合的な指導のもと道徳性の芽生えを培うことを目的とし、小中学校では、道徳の時間をかなめとして、各教科はもとよりさまざまな活動とともにそれぞれの特質に応じて適切な指導を行い、学校の教育活動全体を通じて道徳教育が実施されているようであります。子供たちに対しては、生命尊重の精神や自尊感情の乏しさ、基本的な生活習慣の未確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力やコミュニケーション能力の低下など、心の活力・生きる能力が弱まっているとの指摘や報告もなされております。このことにより、命の大切さを重んじ、いじめを許さないといった規範意識などの確立の根底となる道徳教育の充実とあり方が求められる時代になってきたと思うのであります。

平成18年に改正された教育基本法においては「豊かな情操と道徳心」を培うことが盛り込まれ、19年には規範意識や公共の精神、生命及び自然を尊重する精神などを育成することが盛り込まれるなど、道徳教育の充実が図られてきたのであります。これに伴って小中学校の新学習指導要領においては、小学校では、挨拶などの基本的な生活習慣、人間としてしてはならないことはしないといった法律や決まりの意義などが明記され、中学校では、主体的に社会の形成に参画を行い、企業などへの労働体験など、子供たちの発達の段階を踏まえた指導の重点化を図り、先人の伝記、自然・伝統と文化・スポーツなどを題材として子供が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活動なども盛り込まれ、各学校長の方針のもと道徳教育の推進を行うこ

と定められてきたわけであります。

このことにより、本市においても、23年度からあるいはそれ以前から取り組みが広範囲にわたりになされてきたと思います。生命尊重・規範意識、いじめの根絶や不登校の減少など、これまでの取り組みの成果と今後の課題についてお伺いをいたします。

次に、教育環境・防災教育と学校管理体制についてお伺いをいたします。

学校施設は、言うまでもなく教育を行う上で基本的な教育条件の一つであります。発達段階に応じ、教育水準の維持向上の観点から、子供たちの安全・安心を確保するとともに、質の高い学校施設を整備する必要があり、求められてきております。このため、文部科学省では学校施設の整備に役立てるための指針等を学校関係者に周知を行い、耐震性や老朽化した教育環境の改善等が必要となった場合において、国が国庫補助などを行い、世界共通の課題である地球温暖化対策として、環境負荷の少ないエコスクールの整備が推進されているわけであります。

安全で質の高い学校とは、安心して学べる学校、地域の拠点となる学校、新たな時代に応じた学校、地球に優しい学校などが挙げられており、学校は生活する場であるとともに応急・緊急避難場所としての役割も果たすことから、大規模地震や災害に備え、近年では急速に耐震化が進められてまいりました。また、室内環境対策では、アスベスト対策や防護シャッター、火災報知機、エレベーター事故やガラスの飛散防止等の非構造物の対策が求められており、事故防止・防犯対策では、学校が十分な防災性・防犯性に対し安全を図るとともに、不審者の侵入や子供たちが危険にさらされることのないよう、学校管理体制をしっかりと整え、それに伴う事前の対策と訓練が求められております。

本市が進めている平成24年度の目標・重点事業計画の重点課題の項目には、残念ながら防災

教育という言葉は見当たりません。恐らく安全教育などの一環として組み入れられているとは思いますが、昨年東日本大震災を経験し、今もなお地震が頻繁に起きている被災地隣県の教育の現場に防災教育の言葉が明記されていない事実に目を疑った市民は私だけでしょうか。

先日、議員1期生で岩手県釜石市にお伺いをしてまいりました。防災教育の取り組みを学んでまいり、地域は違えど、予測する自然災害に対しての意識・認識は大震災が起こる前から重要課題として取り組まれてきたそうであります。子供からお年寄りまで周知されていたことによつて、最小限の被害であったにもかかわらず、一人でも市民の方が命を落としてしまえば意味がないとまで言われておりました。釜石市教育委員会のプロ意識をお邪魔した7人全員共感してまいりました。それぐらいの気概を持って、教育現場においては、子供たちを預かる先生方にはこれまで以上の認識を持っていただきたいと願うばかりであります。なぜならば、子供たちの自助に対する教育認識に違いがあると思うのであります。低学年と高学年のように、学年・成長段階によっては認識力が足りていないのではないかと思うのであります。ぜひ本市においても防災教育の必要性は重要度の高い教育政策として捉えていただきたいと思うのであります。お考えはいかがなものでありましようか。

また、学校教育の充実はその担い手である教員の資質能力に負うところが極めて大きいと考えられます。これからの教員には変化の激しい時代にあつて、一人一人の子供たちがみずから学び・考え、自主的に判断し、行動していくことのできる自立した個人として、心豊かにたくましく生き抜いていく基礎を培う教育指導を行うことが期待をされており、そのために、教職に対する強い情熱や教育の専門家としての確かな力量、総合的な人間力を備えた魅力が必要で

あり、尊敬に値する教員が重要になってくると思うのであります。行き過ぎた精神教育、PTSDなどの社会問題を引き起こすことは絶対あってはならないのであります。教職員の資質向上のための取り組みや指導方法などについての進め方など、御所見をお伺いいたします。

最後に、自然エネルギーの導入についてお伺いをいたします。

昨年の6月定例会において質問をさせていただきましたが、国内では東日本大震災以降、あるいはそれ以前から議論や整備が進められてまいりました。ことし9月14日、国のエネルギー・環境会議において、革新的エネルギー・環境戦略が示されました。その内容は、3つの柱が掲げられ、原発に依存しない社会の一日も早い実現・グリーンエネルギー革命の実現・エネルギーの安定供給などが具体策として進められていくようであり、本県では庄内地区の風力発電に次いで、県独自で村山市の元県立園芸試験場に大規模太陽光発電所・メガソーラーを建設し、2013年度工事着工・稼働を目指すことになったようであります。これまで懸念されてきた積雪地帯での発電効率の低下を克服し、克雪対策を施しながら、降雪地の先導的なモデルケースを目指して期待がされているところでもあります。また、吉村知事は、段階的に原子力発電への依存から脱却する卒原発を提唱しており、再生可能エネルギーの導入拡大を目指すエネルギー戦略の実現に向けた取り組みを着実に進めていくと語っておられます。そうした県の取り組みに県内各自治体がいち早く連携強化を打ち出し、取り組みを図っていくことが県民・市民から求められている政策でもあります。

本市においては、米沢市まちづくり総合計画第4期実施計画において、地域住民の生活等に不可欠な防災拠点機能を維持するために、再生可能エネルギー等を導入し、ライフラインの確保を図り、支援することで地球環境の保全に寄

与することが明記されております。平成15年から進めてきた住宅用太陽光発電システム設置の補助金などは、民間住宅で微増に設置が進んでいるものの、残念ながら、公的施設への取り組みは教材の一環として設置をされているだけの現状であります。コスト面・財政面の問題があるにせよ、原発にかわるエネルギー対策を進めていく時期に来ていると思うのであります。本市が目指す太陽光発電の普及政策・新たなエネルギー政策のお考えがあればお伺いをいたします。

さて、西部小の皆さん、皆さんが近い将来このふるさと米沢を背負っていく時代が必ずやってきます。そのために皆さんもさまざまな夢を持っているかと思えます。自分の夢や希望をかなえるために、自分は学校で何のために勉強しているのか、何のために勉強しなければいけないのか、スポーツをしなければいけないのか。その「何のために」ということをぜひ気持ちに植えつけていただきたいと思います。

そして、間もなく年が明けますと、来年の春は卒業を迎えます。小学校生活、悔いの残らないよう満喫して、勉強にスポーツに最後まで汗を流して、そして友達・家族を大切に、心の強い忍耐力のある皆さんに成長していただくことを心から期待とエールを送り、壇上からの質問を終わります。

○佐藤 兵議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの木村芳浩議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、自然エネルギーの導入についてお答えします。その他につきましては部長よりお答えをします。

本市における自然エネルギーの導入につきましては、市民への普及・PR効果という視点も含めて可能な限り設備の導入を検討していきたいと考えており、既に塩井学校、上郷小学校、

中部コミュニティセンターにおいて太陽光パネルを導入しておりますが、出力は少量で施設の全ての電力需要を賄うまでには至らず、主に教育用として設置しているものであります。

一方、ことしの6月定例会で補正予算を計上いたしました新グリーンニューディール事業は、非常時における避難住民の受け入れや地域への電力供給等を担う防災拠点施設に対して再生可能エネルギーや蓄電池等の導入を支援するものであります。本市では、今年度から平成27年度までの4カ年で、防災拠点に指定されている小中学校などを中心に10キロワットの太陽光パネルと15キロワットの蓄電池を整備する予定であり、今年度は愛宕小学校と第一中学校で工事を行っております。この事業では既存の施設のほか、今後建設が予定されております第四中学校、新文化複合施設へも導入予定であります。この制度はあくまで避難場所としての非常時の電力を賄うもので、施設全体の電力まではカバーできませんが、公共施設への導入規模としては今までで最大規模となるものであります。

公共施設への再生可能エネルギーの導入につきましては、今後整備を行う公共施設には可能な限り導入を検討し、既存の施設についても今回の新グリーンニューディール事業のような補助制度を有効に活用しながら、積極的に導入を検討していきたいと考えております。

また、平成15年度から実施しております住宅用太陽光発電システムの設置補助金につきましては、今年の11月末現在でトータル113件の実績があり、1キロワット当たりの導入経費も、補助制度のスタート当初は約94万円であったものが年々コストダウンされており、現在は約54万円と40万円ほど安く設置できるようであります。今後さらなる技術の革新によって設置のコストはもっと下がってくるものと考えられますので、なお一層推進されることが期待されます。そのほかにも再生可能エネルギー設備の導入の支援

については、県でもさまざまなメニューがありますことから、今後とも国・県などの動向に注目しながら、情報の収集と住民への情報提供に努めていきたいと考えております。

本日は小学生の皆さんの傍聴もありますので、あえて一言つけ加えますと、私が子供のころ、太陽が燃え尽きたときに暗黒の世界が訪れて人類は滅びるものと考えておりましたが、今や、人類がよかれと思って科学技術をどんどん進歩させた結果、このたびの原発事故や地球温暖化のような環境の変化が訪れて、太陽が燃え尽きる前に人類が滅びるという危険性がある時代になってきました。このような考えの中で自然エネルギーの重要性というのは非常に大事なことというふうに考えております。

次の世代を担う子供たちはそのような時代に生きているということを考えますと、次の世代に対する教育もきちんとしていかななくてはいけないというふうに考えております。

私からは以上です。

○佐藤 亮議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 木村芳浩議員の御質問にお答えをいたします。私からは、2点についてお答えをいたします。

第1点目は、道徳教育や心の教育の取り組みの成果と課題についてお答えをいたします。

教育の目標は人格の完成であり、学校は子供たちの豊かな人格を形成していく場であります。子供に育てたい豊かな人間性とは、美しいものや自然に感動する豊かな感性や、正義感や公正さを重んじる心、生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観、他人を思いやる心や社会貢献の精神、自立心、自己抑制力、責任感、他者との共生や異なるものへの寛容などの感性及び道徳的価値を大切にする心であります。このような心を育てることが心の教育であり、その基盤となるのが道徳教育であると考え

ております。

学力、体力ももちろん必要、欠かせないことではありますが、第3期米沢市教育・文化計画の中では、道徳教育を中心とした心の教育を最も重視して取り組んでおります。特に本市の道徳教育の特色として、上杉鷹山公を初めとした郷土の偉人や歴史・文化を学ぶことが挙げられます。地域に根差した道徳教育に取り組んできたことで、郷土に誇りを持てる子供の育成が図られてきているということは大きな成果であると考えております。

また、このような指導を行うために、市独自で副読本を作成し計画的に中学校3年生まで指導しているということは、ほかにはなかなか例を見ないことであり、他市町に誇れることであると捉えております。

また、本年度も全国的にはいじめによる子供の自殺など痛ましい事件が続きました。子供たちが悩みを打ち明けられる環境をつくり、温かな人間関係を構築することが急務になっております。本市では、いじめ問題の早期発見・早期解決や、学校不適應などによる不登校問題の解決に向け、平成14年度からスクールガイダンスプロジェクト事業を実施してきております。各学校においていじめや不登校などの問題の早期発見をするための教育相談員を配置し、教員との連携を強化したことなどから、早期に解決できる事例が多くなってきていることも大きな成果であると考えております。

また、不登校は平成14年度をピークに減少の傾向にあります。しかしながら、最近では子供たちの人間関係が複雑化してきており、メールなどでの中傷や、いじめが発見がしにくい状況となってきております。また、一度気まづくなった人間関係を自分から修復することができない子供も多く、解決まで長くかかる事案もふえてきています。精神的な強さを培っていく必要があると感じております。

次に、教職員の資質向上のための取り組みについてお答えをいたします。

これからの社会で求められる人材像を踏まえた教育の展開、学校現場の抱える課題への対応を図るためには、社会からの信頼を受ける教員、実践的指導力を備えた教員、困難な課題と同僚と共同し地域と連携して対応する教員が必要となっています。このような社会の要請に応えるためには、専門職としての高度な知識や技能はもとより、教職に対する責任感、探究心、自主的に学び続ける力等を身につけることが重要であります。

また、人と人とのかかわりの中でこそ教育がその力を発揮することを考えると、教員には総合的な人間力も求められています。このような資質能力を維持するには学び続けることが重要であり、教員である限り現状に満足せず、研修に努めることが義務づけられております。

本市教育委員会としましては、国や県で主催されている研修、初任者研修であったり、5年経験者研修、10年経験者研修のほかに独自の研修会を企画し、管理職を対象とした学校経営研修会や授業改善に向けた授業改善実践セミナー等を行っております。ほかに希望者には、短期内地留学として先進校へ派遣し、テーマを設定して個人研修を行っております。また中堅教員へは、教職大学院への長期研修や国立教育政策研究所での中央研修などにも積極的に推薦をしております。

各学校では日々の教育実践や校内研修、教育研究団体の研究会などへの参加にも積極的に取り組んでおり、本年度も筑波大学附属学校の教員を招いて指導法について学ぶなど、主体的に研修を行っております。

今後とも教員研修の質・量の充実を積極的に支援する視点から、教育委員会は指導体制を確立し、組織的・継続的な学校への助言・指導を行っていくつもりであります。

このたびの当時児童に対する体罰の件につきましては、児童生徒はもちろん保護者や地域の皆様方にも大きな影響と不安を与え、その教員のみならず学校の信用失墜にもつながりましたことを心よりお詫びを申し上げます。

学校教育における最も劣悪な指導方法は体罰であるとの認識に立って、今後、再発の防止、絶無を期し、教職員一人一人の指導力、先ほど申し上げました総合的な人間力、この向上に向け努力していく所存であります。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 土屋教育指導部長。

〔土屋 宏教育指導部長登壇〕

○土屋 宏教育指導部長 私からは、理数科教育と外国語教育の充実について、それから防災教育の充実についてお答えをいたします。

初めに、理数科教育の充実についてお答えをいたします。

議員お述べのとおり、これからの知識基盤社会の時代においては科学技術の重要性が一層高まると言われております。しかしながら、近年実施された国際的な学力調査などの諸調査等で、理科、数学において習得した基礎的な知識・技能を実生活に活用する能力や学習に対する意欲、態度に課題があることが明らかになりました。学校教育において科学技術の土台である理数教育の充実が求められており、新学習指導要領では、理数教科の授業時間の増加や専科教員のない小学校には理科支援員を配置するなど、系統的な理数科教育の取り組みが行われています。

本市においても、算数、数学では、基礎、基本的知識の理解はおおむね習得できているものの、それらを活用して思考・判断したり、自分で表現したりする学習を苦手とする児童生徒が多いという実態があります。そこで、算数、数学に対する関心や学習意欲を高めるため、知識・技能を身近な生活場面で活用する活動を意欲的に取り組むようにしています。現在、多く

の小学校で算数科の学力向上を目指した研究も行っております。また理科では、観察・実験を積極的に行い、体験を通して発見する喜びを感じさせるような学習を進めております。このような学習活動を充実させるため、移動理科実験講座や夏期理科研修会などの教員研修も計画的に行っております。小中学生の科学教室やモバイルキッズケミラボでは、学校ではなかなか取り組めない分野の実験を体験できるということもあり、多くの参加者がおります。

今後も単なる知識面だけの学力ではなく、生きて働く学力となるような学びを推進していきたいというふうに思っております。

次に、外国語教育の充実についてお答えをいたします。

平成23年度から小学校で外国語活動、英語活動が必修となりました。国際化が一層進む中で、国際社会の一員として自分の意見や考えを伝え、主体的に行動する態度や能力の育成が求められていることから、小学校では、外国語を用いたコミュニケーション能力の素地を養うことが目的となっています。

本市では、新学習指導要領の完全実施に先立って、平成21年度から23年度まで小学校英語活動支援事業を実施し、全ての小学校に週1日英語指導講師を配置し、指導法を研修するとともに、担任とともにT-T指導を行ってきました。また、外国人英語講師も学校の希望に合わせて派遣し、交流を通して文化や価値観などの違いを実感したり、コミュニケーションをとる楽しさを体験したりすることも行っています。小学校の教員と中学校の英語科教員が共同で研修を行い、中学校1年生から始まる英語科の学習へスムーズにつなぐようにしています。

このような取り組みの結果、小学校での英語活動は教材の整備や指導計画の作成など計画的に行うことができました。英語活動が楽しいと答える児童も多いと聞いております。今後とも

コミュニケーションの基礎となる関心や意欲を高めるような指導法の研究を進めていきたいと考えております。

次に、学校の防災教育についてお答えをいたします。

災害はいつ、どこで発生するかわかりません。防災教育は、さまざまな危険から児童生徒の安全を確保するために行われる安全教育の一部であります。自然災害から火災や事故に至るまでその範囲は広く、地域の特性や実態に合わせて重点的に取り組むことが求められています。

本市小中学校では防災教育として年に数回の避難訓練を行い、火災、地震、不審者発生と状況に合わせた訓練を実施しております。風雪害の被害も起こりやすいことから、これからは冬期間の登下校指導も強化していく予定です。

また、安全教育として学級活動や各教科、行事と関連して指導を行い、災害のときに起こるさまざまな危険について知り、発達段階に応じた安全な行動がとれるように、それぞれに時間を確保して計画的に学習を行っております。

本市教育委員会といたしましても、大規模な自然災害の発生を想定して、災害について正しい知識と的確な判断力を身につけることが重要であると考えております。自然災害の発生メカニズムを初めとして、自分の住んでいる地域の自然環境や災害や防災についての基礎的知識をしっかりと身につけるため、今後とも教育活動全体で指導を強化していきたいと考えております。

昨年度から本年度にかけて、各学校において、生活安全や交通安全とともに防災に関する内容も組み入れた安全教育の全体計画を見直すことを指導し、より実践的な防災教育を行うように指導してきました。その結果、さまざまな想定場面での避難訓練や、保護者と一緒に訓練を行うなどの取り組みが行われてきました。また、不審者が学校に侵入した場合の対応や、登下校で遭遇した場合の対応なども警察の指導のもと

に学習しております。

学校は子供たちにとって安心・安全なところでなければなりません。今後も多様な場面を想定しながら、いざというときに行動できる防災教育をさらに推進していきたいと思っております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 神田教育管理部長。

〔神田 仁教育管理部長登壇〕

○神田 仁教育管理部長 私からは、学校の安全性、防災性など施設の管理体制についてお答えいたします。

学校施設については、児童や生徒たちが一日の大半を過ごす場所であるため、安全性については特に配慮しなければならないものと認識しております。

学校施設の安全性に関するもので特に重要なものの点検等について御説明いたしますと、消防関係については、主に火災報知機、防火シャッターや避難誘導灯などについては春と秋の年2回点検を行っております。エレベーターについては、常用のものについては毎月、貨物用については2カ月に1度の点検を行っているところでございます。警備に関しましては、本校26校及び分校1校の27校については機械警備を導入しており、点検は毎月実施しており、また現在休校している分校についても、毎月の機械警備の点検または巡視警備を行っているところでございます。

また、各種設備の使用マニュアル等については、各学校にそれに応じて配備し、危機管理体制のもとで対応しているところでございます。

次に、ガラスの飛散防止については、耐震工事のほかに、避難場所に指定されている屋内運動場で安全ガラスや強化ガラス以外の普通ガラスが使用されている箇所については、今年度から順次対応していくところでございます。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 木村芳浩議員。

○5番（木村芳浩議員） 御説明ありがとうございます。

まずは、自然エネルギーの導入、いわゆる太陽光発電の必要性がこれだけ叫ばれてまいりました。その中で、今市長からも御答弁をいただきましたように、脱原発、卒原発を掲げる全国の自治体においては、さまざまその地域性に合ったエネルギーの導入も、10年後、20年後、あるいはその先までこれからの子供たちのためにも必ずや考えていかなければならない取り組みをしていかなければならないというふうに私も思っております。

そうした中で、最近ではやはり太陽光発電パネルを利用した再生可能エネルギーの取り組みというのは本当に全国で急速に進んでまいりました。中でも、各メーカーさんがこれまでの太陽光パネルにかかわって例えばコスト的にもあるいは軽量的にも開発が進められてきて、もう5年前、6年前のものコストよりはほぼ半額に近いものになってきたのではないかなというふうに思っています。それで山形県でも、先ほど質問でも言わせていただきましたが、メガソーラーというふうな形でこれからどんどん進んでいく中において、各自治体の課題として考えていかなければならない現状があります。そういった中で、例えば財政面、コスト面というふうな部分の中で、非常に投資が大きく比重が大きいと、その中で費用対効果に合わないというふうな部分も考えられるのでありますが、そういった中において、民間企業の投資を利用して例えば公共施設の屋根を利用したり、あるいは学校などのグラウンドを利用した形での推進というお考えは今現状で米沢市持っていられるか教えていただければありがたいです。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 比較的まとまった規模の太陽光発電については、キロワットアワー当

たり42円の固定買取制度が打ち出されてから事業採算性が非常にいいというふうなことで、各事業者さん、民間が主体になって、場所を貸してほしいというふうな話があります。全国的にも学校の屋根の上に設置をしたり、あるいは公共施設の余剰な土地に設置をしたりというふうな例が最近出てきているというふうなお話も聞いておりますが、本市におきましてはまだ具体的にそういった要請は届いてございません。

実は、耐震化も各小中学校進めている中で、その校舎施設の屋上に新しいものを、お貸しをする格好になるわけですが、重量物を載つけるというふうなやり方ではなくて、今回、新グリーンニューディールの中で基金を活用しながら4年間で8カ所整備をしていくわけですが、校庭の空き地を活用しながら自立式の太陽光のパネルの設置を目指してまいりますので、そうした方向をまず優先をさせていただければというふうに思います。

なお、民間のほうからそうした申し出が出てくる場合については、個々具体的に検討はさせていただきたいというふうに思います。

○佐藤 兵議長 木村芳浩議員。

○5番（木村芳浩議員） 今なぜそういう質問をさせていただいたかという、民間のほうで私のほうにも、そういう自治体の取り組み、米沢市でやっていませんかというふうなお話も聞こえてまいりました。そういった中で、実は米沢市の公共施設の耐震性を考えた場合に、従来の太陽光パネルを屋上なんか設置しますとその重さに耐えられない、耐震性の問題があると。今、各小学校あるいは中学校においては耐震強化の整備を進めてきたわけですが、逆に、今そういった屋上なんか設置ができない例えば学校あるいは公共施設というのは、米沢市、どれくらい考えられるんでしょう。例えばこの市役所もそうですし、例えば向かいの市営体育館の屋上なんかはもう平面であそこにパネルを

上げれば相当な電力供給のもとにつくれるんですが、耐震性の問題があるというふうに叫ばれてきておりますが、その辺、わかれば教えていただきたいんですが。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 恐れ入ります。そこまでちょっと準備をしてこなかったわけですが、小中学校につきましては議員から御指摘のとおりでありますので、今耐震化が進んでいるという状況になっております。そのほかの公共施設、役所も含めてであります。耐震的な計画をまだ具体的に持っていない状況でありますので、明確にこの施設は大丈夫、この施設はちょっと難しいというふうに具体的にお答えするところまでには今の段階では至っていないと、持ち得ていないというのが現状であります。

○佐藤 兵議長 木村芳浩議員。

○5番（木村芳浩議員） ぜひ、そういった話がこれからどんどん進んでいくと思われまので、また市民の生活のために進めていただきたいということをまず要望させていただきます。

時間がないので、教育のほうにもちょっと触れさせていただきます。

教育長からさまざまな部分で、道徳教育、これからの子供たちが学び得ていく時代においては、大変我々の時代とは違って、知識という一つの分野においてはもう10年前、20年前から比べれば幅の広いものになってきたのではないかなというふうに思っておりますが、やはり強い子供たち、心の強い子供たちを育てて育て上げるためには、教職員の教員としてのやっぱり自覚というものが大変重要になってくるのではないかなというふうに思います。学校の先生というのはやはりこの子供たちの一生の多分鏡になっていくのではないかなというふうに考えるわけですが、そうした中で、各職員の方々のそういう研修などをさまざまやっついていかれる中で、米沢市として、米沢市の教員という立場

の方々が基本的に子供たちに対してこうしていくという基本理念的なものがあれば教えていただきたいんですが。

○佐藤 兵議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 今議員御指摘のとおり、教員は子供たちのやっぱり鏡であると思えますし、教員の背中を見て、あるいは親の背中を見て子供たちは育っていくということだというふうに思います。

米沢市の教育の目標ということで第3期の教育・文化計画の中でもうたっておりますけれども、「生きる力を育む教育」ということを大きな目的にしておりますけれども、その中で、キャッチフレーズ的には「がってしない子供」。がってしない子供。そこに、米沢の言葉で言えば、「おしょうしな」の心を持った「がってしない子供」。心優しく、そしてたくましい子供を育てるということでもあります。さらには、上杉鷹山公の考え方からいただいている3つの指針でございます。倫理観の醸成であったり、目的意識の確立、そういったものを米沢の教育・文化計画に沿って、米沢の先生方につきましては毎年4月の初めにきちっと確認をして、そのことを各学校の校長先生方の経営方針の中に生かしていただきながら今現在取り組んでいるところでございます。

○佐藤 兵議長 木村芳浩議員。

○5番（木村芳浩議員） 今お話ありましたように、この米沢というまちはやっぱり上杉鷹山の学問の教えがあったと思われま。その教えを師として仰いだのが細井平州さんではないかなと。その中には実学ということも言われておりました。ですから、やっぱり本当の教育というふうな部分を子供たちに、そして山形県を考えて、そしてこの米沢を考えますと、非常に全国でも教育の分野に関しましては大変進んでいるのではないかなと私も思っております。先々月ぐらいの新聞にも載っておりましたけれども、

企業で山形県出身の社長さんが非常に全国的に多いんだと。やはりこれは教育がその時代に生きて証であって、形となってあらわれたのがそういうものではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ、教育分野におきましては、これから子供たちの未来のために、政策も知識を含めた中で推進していただきたいというふうに思い、要望として、質問を終わりたいと思います。

○佐藤 兵議長 以上で5番木村芳浩議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

~~~~~  
午前11時10分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一つ、公共工事発注時期の平準化について外1点、16番海老名悟議員。

〔16番海老名 悟議員登壇〕（拍手）

○16番（海老名 悟議員） こんにちは。私、一新会の海老名悟といます。

一新会というのは、米沢市議会の中に実は7つの会派があります。会派というのは言ってみれば仲間ですね。それぞれの会派が仲間をつかって議会活動を行っているというものなんですけれども、その中で、米沢市議会議員24名いるんですけれども、そのうちの8名がこの一新会という会派をつくっています。その中の一人の私、きょう海老名悟が質問させていただくということです。

本日は、米沢市立西部小学校6年4組の皆さんが社会科見学の一環としてこの米沢市議会12月定例会の一般質問の傍聴に来てくれています。実は偶然なんですけれども、1年前の12月定例

会、このときにおきましても私の質問の際に南原小学校の6年生が傍聴してくれました。そのときに南原小学校の皆さんに私のほうから贈った言葉が、「少年老い易く学成り難し」ということわざです。聞いたことあるかどうかなんですけれども、まだ若いと思っても月日がたつのは早くてすぐに年をとってしまって、何も学べないで終わってしまう、だから今のうちから頑張りなさいよというような意味です。私自身も39年前は興讓小学校の6年生でしたけれども、このことわざをもっと早くからかみしめていればと思うきょうこのごろであります。

それはさておき、きょう傍聴に来ておられるほとんどの皆さん、この議会の傍聴は初めてだと思いますけれども、この経験をきっかけに、将来質問をする側になるか、答弁をする側になるか、はたまた市長になるか。いずれにしても何らかの憧れや目標となるような質疑応答ができればと考えています。私自身は無論のことですけれども、市長、当局におかれましても、将来の米沢を担う子供たちに思いを伝えるつもりで御答弁を願います。

それでは、質問に入ります。

私の今回の質問は、公共工事発注時期の平準化と山形県立米沢栄養大学の新設について、この2問です。

公共工事というのは皆さんの身近でも行われています。きょうも恐らく学校からバスで来る途中あちこちで見かけたと思うんですけれども、この雪の中でも行われている道路工事、家の蛇口をひねると出てくる水道を流す水道管工事、川にかかっている橋の補修工事、そして、ことしの夏休み明けには皆さんの通っていらっしゃる西部小学校、こちらの耐震補強工事、これも米沢市の公共工事です。

この公共工事を米沢市が実施する際に、地元の業者さんたちに注文する時期を均等にならしてできないかということです。

また、山形県立米沢栄養大学というのは、これは仮の名前ですけれども、松川小学校の近くにある米沢女子短期大学というところがありますが、この中に新たに4年制の大学をつくらうとしていることについて聞こうとしているものです。

まず初めに、ことしの9月から10月にかけて行われた公共工事の入札において、入札不調が発生した原因についてお尋ねします。

本年度米沢市が発注を見込んでいる公共工事は75件ありますが、そのうちの12件が入札不調、つまり入札が中止となってしまいました。入札というのは、市が発注する工事を、その工事をできる業者さんですね、これを集めて、その中から値段が安くても市が望む工事内容を満たしている業者さんを選ぶというやり方です。

今の日本は景気が悪いということは新聞やニュースでもよく見聞きしていると思いますけれども、米沢も同様です。そんな経済状況において公共工事というのは、民間の業者さんにとっては代金の取りっぱぐれのない確実な仕事として捉えられていたはずですが、にもかかわらず、12件もの入札が中止になってしまったことには何らかの特別な原因があるはずですが。

10月26日に開かれた市政協議会で報告された資料には、中止になった理由として入札参加者不足となっていました。中には入札参加者なしというものもありました。一体なぜこのように入札参加者が不足したり果ては参加する者さえいなくなってしまうのか。米沢市はこの原因をどのように捉えていたのかお尋ねします。また、その対応をどのようにしたのかもあわせてお答えください。

次に、発注時期平準化の定着に向けてについて当局の考えをお聞きしたいと思います。

先ほども触れましたが、平成24年度の米沢市公共工事発注見通し件数は75件となっています。米沢市が注文をする公共工事です。これの件数

が75件あるということですね。これは昨年度の94件に比べて19件減少していますが、問題なのは、その発注時期です。

今年度の発注時期を見てみますと、4月から6月の第1・四半期に18件、率にすると24%。7月から9月の第2・四半期に35件、率にして47%、半分近くありますね。10月から12月の第3・四半期に22件、率にして29%。翌年1月から3月の第4・四半期は0件となっています。これを昨年度の比率と比較して見ますと、第1・四半期が今年度と同じ24%、第2・四半期が54%、半分以上ですね。第3・四半期が18%、第4・四半期が3%となっていました。ここからもわかるように、毎年第2・四半期が突出して多く、それ以降で全体の76%程度の工事が発注されているということになっています。

皆さんはこの数字を聞いてもピンとこないかもしれませんが、公共工事というのは発注されるとすぐに着工できるというものではありません。さまざまな手続を経て実際に着工されるまでには数カ月という時間が必要なのです。ということは、第2・四半期の7月から9月に発注された工事が実際に着工されるのは、秋も深まり冬が近づいているところになるわけです。

それでもそこにどんな問題があるのか。皆さんもこの時期に道路工事をしているところを見て大変だなあと感じたことはありませんか。実際、きょうのようなこの猛吹雪の中でも道路工事はされているわけです。雨が雪にかわってしまうこの時期に行う工事というのは、夏場の工事と違って、アスファルトやコンクリートが乾きにくいいためガスバーナーを使って強制的に乾かすこととなります。その燃料代は工事代とは別に余計な経費となってかかってきます。そしてきょうのように、きのうからですけれども、これだけの雪が降ってくるとどうなるか。今度は工事を始める前に現場の除雪をしなくてはなりません。これが夏から秋の時期にできたらど

うでしょうか。余計な燃料代や除雪費をかけずに済むのではないのでしょうか。

米沢の場合、12月から3月までは雪との戦いを避けては通れません。この時期に何としても工事をしなくてはならないものがあるのもいたし方ありません。しかし、もっと発注時期を前に持ってくることによって、これらの問題はかなりの部分、解決できるはずなんです。

地元の建設業者の方に聞いた話ですけれども、夏場の天気がいいときに自分のところで持っているダンプカーや重機、ショベルカーですね、こういったものを洗うことくらいしか仕事がない。ところが、秋から冬場の悪天候の中では山ほど仕事をこなさなくてはならない。というのは余りにも無駄であり無理があるということでしたけれども、これが現実です。

こういった状況というのは実は米沢市に限りません。全国共通の問題であり、国も県も市町村も同じような問題を抱えています。しかし、この米沢市から新たな発注制度を創造していくことがあってもよいと思います。この点について、当局がどのように考えておられるのかお答えください。

それでは、2つ目の質問に移ります。

山形県立米沢栄養大学、この新設に関する質問です。

なぜこの時期に大学新設の、新設って新しくつくるといことですね、の質問なのかといいますと、皆さんもテレビで見たことがあったと思います。11月2日に田中眞紀子文部科学大臣が秋田公立美術大学など3大学の開設を認可しないと発言しました。テレビの記者会見でそういうことを言っていたというのがテレビで流されたと思います。これは、大学設置審議会が既に設置すべきとして答申していた結果を覆すものでした。この大学設置審議会というのは、もともとは文部科学大臣本人が、この大学を設置したらどうか、設置していいかどうかを考えて

くださいとその審議会に諮るんですね。考えてくださいと。で、審議会ではこの大学については設置すべきということになりましたという答申を文部大臣に返すわけです。あとは文部大臣はそれに従って手続を踏んでいくということなんですけれども、今回はその設置審議会がオーケーを出していた大学に対して、突然、新しくなった大臣がそれはなしだと言ってしまったわけですね。

その後大臣本人の発言も二転三転いたしまして、その結果、結局その3校とも認可することにはなりましたけれども、この発言をきっかけに大学設置基準の見直しを議論する検討会が開かれることになりました。この検討会によって米沢栄養大学の設置認可に対する影響があるのか、現在の状況について御説明を願います。

山形県立米沢栄養大学は、学園都市推進協議会を中心に官民一体となって長年国に働きかけてきて、ようやく平成26年4月の開学を目指して新校舎の建設にも着工したばかりです。既に完成予想図もでき上がっています。ここまで来て、政権末期に新任した大臣の思いつきともとれるような発言のせいでこれまでの努力が無駄になるようなことがあってはいけません。ましてや、この大学への進学を希望している高校生のことを考えればなおさらです。

11月中旬には山形県知事や県議会も文部科学省に赴いて、山形県立米沢栄養大学が予定どおり平成26年4月に開学できるように要望してきたとのことです。

そこで、本市としては今後どのような対策をとろうとしているのかお答えください。

山形県立米沢栄養大学は、米沢市にとって、山形大学工学部、山形県立米沢女子短期大学に続く3つ目の大学となり、新たな人口流入はもとより、人材育成と交流の場にもなる重要な施設です。そして、何よりもきょう傍聴に来ている小学生の皆さん、その中からもこの栄養大学

を受験する可能性があるんです。

こういった点も踏まえて当局には答弁されることをお願いしまして、壇上からの質問を終わります。

○佐藤 兵議長 安部市長。

[安部三十郎市長登壇]

○安部三十郎市長 ただいまの海老名悟議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、米沢栄養大学の新設についてお答えします。その他につきましては部長よりお答えします。

大学設置認可のスケジュールにつきましては、申請前における文部科学省との事務相談が開学2年前から開始され、開学前年の3月までに設置認可申請が行われます。その後4月から10月まで大学設置学校法人審議会による審査が行われ、開学前年10月末にこの答申を受けて文部科学大臣の設置認可がおりるという日程になっております。

県立米沢栄養大学の場合は、昨年度から文部科学省大学設置室のほか関係省庁との事前相談、準備作業を行っており、来年3月の設置認可申請の準備を進めている段階であります。

今回の一連の事態は、ことしの11月2日、文部科学省の大学設置学校法人審議会で基準に適合しており認可すべきである旨の答申が行われていた3大学に対して、この答申を踏まえることなく文部科学大臣が設置を不認可とする発言をしたことにあります。

今後の米沢栄養大学の対応についてであります。校舎につきましてはことしの10月に着工され、平成25年10月の完成を予定しております。教員の確保も進んでいると伺っております。また、大学の設置認可申請につきましては、平成25年3月に文部科学省に提出予定となっており、平成25年10月ごろに設置認可が決定され、学生の募集、そして平成26年4月に開学の予定となっております。さらに県立米沢栄養大学は管理栄

養士養成施設としての指定を受ける必要があり、これらのほうは文部科学省と並行して厚生労働省との事前相談、準備作業を行っており、来年9月に申請する予定となっております。

問題の設置基準の件であります。11月21日に第1回の「大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会」が開催されており、その中では、新たな大学が地域で必要とされているのか、大学の財務状況が健全かなど、新たな基準を検討していくようであります。しかし一部報道によれば、検討会の座長の発言では3月申請分に対しては新たな基準をつかってそれを適用することはかなり難しいとなっているようであり、県では検討会の進捗状況を注視しながらも、まずは現在進めているところであり、現行の基準のもとでの準備を引き続き進めていくということでもあります。

先日、米沢女子短大主催の懇談会がありました。出席をしたのは、短大の学長以下事務方、そして県の総合支庁、米沢地区選出の県会議員、さらに米沢市の私、副市長、そして関係部長でありました。その会議の中でも、仮に基準が現行よりも厳しくなっても十分にクリアできるという準備を今進めているという大学側の発言があり、また総合支庁、県議会、市も一丸となって、仮にハードルが高くなっても越えてそして推進していけるように努力をしていくという合意がなされた次第であります。

ですから、万が一今後示される新たな基準が大学設置に支障が出るような状況であれば、県や関係機関、大学と連携しながら、当初予定の平成26年4月の開学に向けて強く働きかけを行っていく考えです。

最後に、小学生の傍聴もありますので、あえて一言つけ加えますと、社会の発達によって食生活が豊かになった一方で、食生活が複雑化し、さまざまな問題から健康を害するような事態も生ずるようなことになってまいりました。この

ような時代に人々が健康な食生活を送るためにも米沢栄養大学は大事な大学になっていくものと考えております。米沢の子供たちにもたくさん入学していただいて勉強してもらいたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、1項目めの公共工事発注時期の平準化についての御質問にお答えいたします。

初めに、(1)公共工事入札不調発生の原因についての御質問であります。入札不調につきましては、本市においては今年の8月下旬から発注工事案件で発生しておりました。この件につきましては、10月の市政協議会で当局から報告事項として、9月以降入札中止となった工事契約案件として、その件数を議員御指摘のとおり12件と報告したところでございます。その後1件ございましたので、現在、11月末現在でございますが、入札不調は13件となっているところでございます。この入札不調につきましては、入札前日までに入札辞退者が多数となり、入札条件に規定する参加者に満たなかったということで中止したものであります。

そこで、なぜ入札参加者が不足になったのかということについてであります。議員が述べられましたように、大震災による被災3県における復興事業が本格化している影響があるものと認識はしております。市といたしましても、入札不調が相次いだことから、9月末に市内の土木工事それから建築工事に入札参加登録している83社を対象に緊急調査を実施したところでございます。この調査結果から、入札辞退に至った理由の多くが、現場に配置する技術者がいないこと、それから下請業者が手配できないことなどが主な原因となっております。

次に、こうした原因について市はどう捉えてい

るのかという御質問でございますが、市内業者への調査を行った際に、入札辞退に関するもののほか、被災3県への作業員派遣状況や今後の工事受注に関し問題となっていることについてもあわせて調査するとともに、県の建設業協会米沢支部へも聞き取りを行っております。

これらの調査から、具体的には次の3点に集約できるものと思われま

1点目は、東日本大震災の復興工事に市内の業者、人手、ダンプトラック及び資材が流れており、必要な時期に必要な人手、資材が入りにくくなっている状況から、本市発注工事についても発注工期内に完成できるのか不安があり、積極的に入札参加することができないというものであります。特に人手につきましては、普通作業員のほか大工、型枠工、鉄筋工、それから交通誘導員などの専門職種が不足している状況にあるというものでございます。

市内に工場のあるアスファルト製造業者からも聞き取りいたしました。材料となる骨材が災害復興地へ運搬されているために、アスファルト製造工場にストックする骨材が不足するとともに、チャーターできるダンプトラックが手配できないことから、小規模な工事現場においてはアスファルト合材の出荷時期を調整していると聞いているところであります。

2点目は、国それから県を含め各市町とも9月ごろから工事発注件数が多くなり、配置技術者が確保できないことから、入札辞退せざるを得ない状況となったというものであります。

3点目は、年々公共工事の発注件数が少なくなっている中で、建設業界においても人員整理、統合が進められた結果、作業員の高齢化が進んできた現状があります。このように建設業界における人員不足と年齢構成の不均衡も工事発注が集中したことに対応できなかった要因の一つと捉えているところであります。

次に、この入札不調の解決に向けどう対応した

かという御質問でございますが、今回の入札不調に至った工事案件については、上位格づけ業者への指名がえあるいは追加指名によって再入札を執行した結果、落札者が決定しているところであります。また、再入札の際に入札参加者が1者のみとなったため入札を中止した案件については、随意契約により契約者を決定するなど、不調案件の解決に努めてまいりました。

なお、入札不調となった発注工事については、資材調達や下請け先の業者選定などに時間を要することが想定されることから、工期設定におきましては、余裕を持たせるなどの対応を講じてきたところでございます。

現在は本市の発注工事案件での入札中止も解消されておりますが、今後とも発注工事案件の執行につきましては、入札の公平性、競争性を確保しつつ、柔軟な対応をしてまいりたいと考えております。

また、専門業者の大工、板金、左官業などの人材が不足している現状につきましては、この人材育成の対策に向け、国でも建設業における担い手となる技術者や技能労働者の確保・育成について課題として認識しており、平成24年7月にまとめられました「建設産業の再生と発展のための方策2012」では、その対策として、技能労働者の処遇の改善、技術者の育成支援、建設産業への就業促進のための戦略的広報のあり方について掲げられているところであります。

本市におきましても、この国の対策にも注視しながら、次世代の技術者を育成できるよう見守っていききたいと考えております。

次に、(2)発注時期平準化の定着に向けての御質問でございますが、議員からは以前も御指摘をいただいているところであり、本市といたしましても、第1・四半期に工事着手できるように、例年12月定例会におきまして翌年度予算からの前倒しとしていわゆるゼロ市債を活用し、発注時期の平準化を目的に、工事の早期発注に

取り組んでまいりました。工事担当課においては限られた人数の中で対応していることから、発注件数は限られますが、本議会にも補正予算を計上しておりまして、金額は前年度よりも増加しているところであります。

また、予算編成方針の説明会、それから工事発注課を対象とした担当者会議の折にも、発注時期の平準化への対応について協力を要請しているところでございます。

今後とも引き続き市全体として平準化に努めてまいりますので、御理解をよろしくお願いしたいと思っております。

なお、補助事業については、関係省庁の補助金交付要綱に従い補助金交付決定を受けてからの工事発注となることから、一般的に第1・四半期からの工事発注が難しいのが実情でございます。

それから、議員から平準化の定着に向けてゼロ市債のほか繰越明許という話もあるかと思っておりますが、市全体としてのシステムづくりということについての御質問でございます。

これにつきましては、ゼロ市債と繰越明許を活用して平準化を図ることができれば、第1・四半期、通常閑散期と言われておりますが、この時期に発注工事を増大することができ、年度末に集中する工事完成の検査分、これについて分散できること、それから工事担当者においては監督業務が分散できる一方で、受注者においては標準工期が確保される中で品質向上が図られるなどのメリットがあると考えられますが、特に繰越明許につきましては、一般的には年度内の完成が困難となりやむを得ない事由がある場合として適用することと認識しておりまして、これを踏まえつつ、繰越明許についてはさまざま調整した上でできるだけ弾力的に対応したいと考えているところであります。

議員が御指摘のように、雪が降るころの工事現場はバーナーで乾かしながらの施工となり受注

者の負担になっている現状もありますが、工事期間を積雪前までと設定している関係でやむを得ずというところもございます。一方、現場の状況によりましては契約内容を変更して工期を延長、場合によっては繰り越しするなどの対応も行っているところでもありますので、御理解いただきたいと思います。

最後になりますが、発注時期の平準化に向けて弾力的に対応していきたいと考えておりますが、市全体としてのシステムづくりということについては、このようなことから現段階ではなかなか難しいと認識しているところでございます。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） それでは、私の当初の質問の順番に従って再度質問席から質問させていただきます。

先に、公共工事の発注時期の平準化という部分について今総務部長のほうから御答弁いただきましたが、まずその中で、今回12件、それが11月に入ってもう1件出てきたので13件の入札不調が出てしまったというようなことについて、なぜ言ってみれば入札者がそんなに減ってしまったのか、いなくなってしまったのかという部分についての答弁をいただいたわけなんですけれども、確かに今回の場合は、いわゆる岩手、宮城、福島、こちらへの震災復興のための工事というのがかなり大々的に行われているというようなことがあって、そちらにどうしてもこちらから人と物が流れていってしまっているというようなところが一番今回の場合は大きな要因だったのではないかということでしたけれども、私もそういうふうに地元の業者さんたちの話を聞いていて、そこがやっぱり大きいだろうというような話は伺っていました。

しかし、この震災復興に対してのとにかく今の、言ってみれば今回突然起きてきたことなわけですね。だから、これによってこの9月以降の入

札が突然人がいなくてだめになったと。確かに要因の一つとしては、その復興・復旧のための工事に人と物が流れてしまっているということがあると思うんですけども、やはり部長の答弁の中にもありましたけれども、9月以降ですね、いわゆる第2・四半期、この中で発注件数がやはりふえるということも要因の一つにもともとがなっていると。これが両方かみ合わさって言ってみれば今回の入札者がいなくなってしまったということだと思うんです。

これに関しまして言うと、確かに今回特別な理由としてその震災復興があるということですけども、この復興・復旧の工事に対する人と物が流れていくということに対して、今後、これが来年度も続くというふうに見ておられるのか。それとも、今回限りの本当に一時的な現象だというふうに捉えておられるのか。その辺について当局としてはどのような見通しを持っておられるのかお答えください。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 まずは、災害復興については今回特別な事情だということがまずありますが、建設業界全般に、壇上からも申し上げましたように、人員不足と年齢構成の不均衡、こういった問題がすぐ解決されるわけではないというふうな認識を持っています。それから、国や県を含めた工事発注時期の集中ですね。米沢市に限らず国、県もそのように秋に集中するような状況にあるということ。それからもう一つ、今後の消費税の引き上げがあるかと思えます。消費税の引き上げの中で駆け込み需要がふえてくると。そういうことも含めまして、来年以降解決するというようなことはなかなか判断しにくいというふうに捉えているところでございます。

○佐藤 兵議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 今の答弁からしても、やはり今後の消費増税というようなものも含まれることを考えれば、こういった参加者が不足

する。参加者がというよりも、言ってみれば、実際に現場でその工事ができる人たちが足りなくなっているというのが今後も続くということは考えられるということだと思っんですね。これについては、やはり今後、この後また確認をしていきますけれども、その発注時期の平準化というか、前倒しをすることによって、少しでもそれを分散すると、一時期に集中をさせないということが絶対必要になってくると思います。これについては後ほど伺いますけれども、ちなみに、今回のその公共工事入札の不調発生の中において、今年度24年度と、あとそれから23年度、それぞれお伺いしたいんですけれども、いわゆる先ほど部長もおっしゃいましたゼロ市債という工事ですね。言ってみれば予算の先食いをしてやっていく工事になると思っんですけれども、このゼロ市債工事というのは、23年度にどのくらいあって、今年度どのくらい見込まれるのかという点。

あと、それから、もうちょっと時間があれなのであわせてなんですけれども、同様にいわゆるゼロ市債、債務負担行為というのは、基本的には市単独事業はいわゆる補助を絡まない事業でないとこれはできないということは、私今年の6月議会で質問させていただいた際に、やはり総務部長のほうからそういうことなんだという御説明をいただいておりますので了解しておりますけれども、その市単独事業というのがこれも同様に23年度どのくらいあって、今年度どのくらいあるのか。これによって、言ってみれば市単独でやる事業がこれだけある。ということは、それをゼロ市債に持って行って次の年に持っていくということが可能になるのではないかなというところがあるんですけれども、この2点についてお答えをいただければと思います。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 まずゼロ市債の関係ですが、平成22年度に補正しまして23年度当初に施工し

たゼロ市債の数は9件でございます。それから、23年度に補正しまして24年度に施工した件数は同じく9件でございます。

それから、単独事業でございますが、23年度につきましては59件、それから24年度につきましては43件でございます。ただ、その単独事業が、この件数であると申しましても、この全てをゼロ市債を活用して例えば当初からやってしまうということにつきましては、事務上の制限もございまして、なかなか難しいとは認識しているところでございます。

○佐藤 兵議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) ただいま22年度から23年度に持つてくるゼロ市債が9件、23年度から24年度に持つてこれたのが同じく9件ということでした。市単独事業というのが、いわゆる補助金を絡まない事業が23年度が59件、24年度が43件あるということなわけですね。

確かにこれ去年も同じ質問をしたんですけれども、この市単独事業をそのままそっくりゼロ市債をもって翌年に繰り越すということ自体は、これは実際無茶な話だということは私も重々承知しています。しかし、言ってみれば、59件中という、この分母と分子の捉え方がいいのか悪いのか別としても、そのくらいゼロ市債に持つていける可能性のある事業があつて、実際としてはそのうちの9件がゼロ市債として行われているということを考えれば、もう少しこの比率を上げて、上げるくらいは可能なのではないのかなと思っんです。それをするによって、言ってみれば、4月から6月の閑散期にもっと現場で仕事ができるという状況を生み出すことができれば、先ほどのいわゆる入札不調に至ったり、あとそれから、今後見込まれるであろう業者の減少、それからその9月からの繁忙期に人がいなくなる、足りなくなるということは少しでも防げるのではないのかなと思っんですけれども、この点についてはいかがお考えですか。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 先ほど壇上からは、今回の議事に補正予算も計上しております、金額については前年度よりも増加していると答弁申し上げたところでございます。金額につきましては、24年度の補正、いわゆる債務負担行為なので上限になりますが、限度額になりますが、土木と下水道工事合わせまして1億5,000万円弱とさせてもらっているところでございます。これにつきましては昨年は土木と下水道合わせまして9,000万円ですので、相当程度拡充していると。それから、件数につきましては9件と申し上げておりますが、これにつきましては土木、下水道工事で18件としておりますので、相当そこについては改善できるだろうと考えているところでございます。

○佐藤 兵議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) 先ほど部長も最後のところで、現状としてはこれを第1・四半期のほうにぎゅっと持っていくというのはなかなか難しいということをおっしゃっていただきましたけれども、今答弁されたように、23年度よりも24年度ゼロ市債の工事がふえているという実績は間違いなくあるわけです。私も昨年これを質問させていただいて、今回この議会にも土木関係でかかってきますけれども、そういったところを見させていただいても、担当課長に話を聞けば、これはやはり平準化を目指すために何とか努力をしているところなんですという答弁もいただいています。そういう点からすれば、当局としても間違いなくこの平準化に向けた努力をされているということは、少しずつですけれども、感じていることも事実です。

しかし、本当にこれ笑えない笑い話がありました、私の知り合いが建設関係のやっぱり知り合いなんですけれども、それこそ小学生の息子さんと車に乗っていて、ついこの間、トンネル工事のところにぶち当たってしまって、福島に遊

びに行きたいのに時間がおくれそうだというので、息子さんが「お父さん、何でこの時期になるとこういう工事こんなに多いんだ」というふうに聞いたんだそうです。そうしたら、お父さんが答えたのが「心配するな。俺がちっちゃいときもそうだった」という話をしたそうです。そうすると、言ってみれば、その子供にしてみても、ああ、じゃあこれは僕が大人になっても変わらないのかなという話なんですね。これ、本当にそれでいいのかなと。

確かに米沢市単独でできる部分というのは補助の絡まない事業であるとか、あと、さまざまなゼロ市債を発注するにしても手続があるということは理解しています。しかし、少しずつでもこうやって9,000万円が1億5,000万円にふえたということもあって、今後もそれが見込めるのであれば、これをやはり何らかの形でシステム化していくべきではないのかなというふうに思うんです。それをすることによって、前倒しをして、4月から6月のダンプや重機を洗っているときに現場で仕事ができると。雪が降っている中で道路工事をしなくても済むと。全部が済むわけではないですけども、そういうようなところにまで持っていけないのではないかとこのように思うのは、別にこれ私だけではないと思うんですね。現場の方々はもっと強く思っていますし、恐らくきょう来られている小学生の皆さんだって、その現場を見て感じることは同じだと思うんです。何もこんなひどい天気るときに道路掘りしたり無理やり乾かしたりということはやっている必要ないんじゃないかと思うのは、これ当たり前の話だと思うんです。ですので、ぜひともこの部分については、実績が少しずつ出てきているとはいえ、何とか米沢市全体としてこれを考えて、担当課ごとに財政を通して予算をとるときにもこうしようという話をしているというのは何度も聞いています。しかし、それをもっと一歩進めて、今度はこう

いうシステムでやっていくので、皆さん、これ  
でやっていきましようというところまで何とか  
米沢でできないかというところなんです。この  
辺になってくると総務部長一人の見解でどう  
こうというのは難しくなってくる話かもしれませ  
んけれども、これは国、県も抱えている問題で  
はありますけれども、米沢のように冬場極端に  
天候が悪くなる場所においては絶対的に考え  
ていかななくてはならない事象だと思います。

また、今後、建設業界はまさに構造的に人がど  
んどん今いなくなっています。技術者も高齢化  
しています。実際、重機のオペレーターをして  
いる方に話を聞きましたけれども、あと10年後  
私がやっていられるかという、厳しいと。そ  
うした場合、自分の後輩、後継者がいるかとい  
うと、実際今いないと。20代くらいの人でも  
重機を今訓練しているという人がほとんどいな  
いんだと。じゃあそれどうなるのかと。非常に  
怖いという話をしていました。そのときに、い  
わゆる建設、土木関係の工事がこの世の中から  
一切なくなってしまうとそれまでなんでしょう  
けれども、そうなったら恐らく日本の生活自体  
がアウトになるということだと思いますので、  
そんなわけはありませんので、ぜひともこの点  
も含めて米沢市として考えていっていただきた  
いというふうに思います。

この点について、どうでしょう。市長御自身、  
何かお考えがあればお聞きしたいんですが。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 先ほど部長からも答弁をいた  
しましたが、やはり現実的には非常に矛盾を抱え  
ている問題であるというふうに思いますので、  
できるだけ善処できるように検討をしていき  
たいというふうに思います。

○佐藤 兵議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) 何とか、善処とか前  
向きとかというのは非常に最近怪しい言葉に使  
われるので、何とか本当に具体的な方策ができ

るように考えていただきたいというふうに思  
います。

続いて、米沢栄養大学ですね。山形県立米沢  
栄養大学。先ほど市長の答弁からも、この大学  
についてはもう来年の3月に申請をします。この  
間の11月21日に開かれたという大学設置検討  
委員会、検討会と言うんですか、その中では、  
新たな基準をどうするのかというところまでい  
ったものの、実際に平成24年の3月の申請には  
間に合わないというお話だったということは確  
かに出ておりました。そういった点からいって  
現行の基準で対応せざるを得ないのではない  
かというのが現実的なのところだとは思いま  
す。

なお、県のほうとしても、この基準がさら  
に厳しくなったとしてもそれに十分対応でき  
るよう準備を整えてやっていくんだというこ  
とですけども、この栄養大学で実はどうい  
う学生さんたちが何を勉強するのかという  
と、管理栄養士という資格を、国家試験を  
とるための勉強をするところだということ  
なんですね。この管理栄養士、実際にどう  
いう資格で、その資格が今後どういった  
言ってみれば社会に役立っていくのかとい  
う部分について、一部市長のほうからもあ  
りましたけれども、この辺についてぜひ、  
きょうはせっかく小学生の皆さんが傍聴に  
来ておられますので、これからできるであ  
ろう米沢のこの栄養大学において勉強され  
る管理栄養士というのがどういったもの  
なのかということについて、わかりやすく  
担当部長から御説明いただければと思いま  
すが。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 それでは、できる  
だけ簡単に御説明したいと思います。栄養  
士さんの存在はわかっていると思います  
ので、栄養士さんと管理栄養士さんの  
違いを御説明したほうがいかなという  
ふうに思います。

栄養士さんは最低でも2年以上の専門  
学校を卒業して、それぞれ都道府県知  
事はその免許を差

し上げるという制度であります。管理栄養士は4年間の専門の養成課程を卒業した上で、国家試験を受けて合格した者のみに与えられる厚生労働大臣の免許が与えられて仕事をするという中身になります。

仕事の中身につきましては、平成14年に法律改正があつて、栄養士さんと管理栄養士さんの業務分担が明確になっております。例えば病院においてお医者さんなどと連携をしながら患者さん個々に合った栄養指導を行う場合、これは管理栄養士さんに認められるものというふうになっておりまして、診療報酬もいただけるという格好になっております。それから介護施設などにおいても、ケアマネジメント、栄養に係るケアマネジメントについては管理栄養士の仕事になっておりまして、管理栄養士の配置加算なども受けられるというふうになっております。

全国的にもやっぱり栄養士さんよりも高度な知見と業務内容ができるということになっておりまして、県内でも管理栄養士の数は年々増加をしているというふうなニーズのある職業だということと御理解をいただきたいと思ひます。

○佐藤 兵議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) 簡単で御丁寧な説明ありがとうございました。予定であれば平成26年の4月に開学するであろうこの山形県立米沢女子栄養大学ですけれども、無事、女子じゃない。済みません。女子はありません。山形県立米沢栄養大学。男子も入れます。男子も入れますよ。そちらについては、26年3月となれば、本当に今来られている小学生ももう中学生ですよ。もう高校受験が始まるとなれば、本当に具体的な目標になり得る大学ということですので、これは当然議会も全面的に応援するものでありますし、官民一体となって今までやってきた経緯もございますので、米沢市におかれましても、ぜひ山形県と一致協力してこの県立栄養大学が無事平成26年4月に開学できるよう努力

されますことを御祈念申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○佐藤 兵議長 以上で16番海老名悟議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後 0時07分 休 憩

~~~~~

午後 1時00分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、「まちの広場」を廃止する条例について外2点、22番鈴木章郎議員。

〔22番鈴木章郎議員登壇〕(拍手)

○22番(鈴木章郎議員) 政鱗会の鈴木でございます。

先ほど外を眺めましたら大変な吹雪の寒いときに、傍聴席に大変たくさん足を運んでいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

新文化複合施設の建設地を「まちの広場」としたことに、中部地区住民より反対デモや署名運動並びに要望書が提出されていることは、市長初め当局の知るところであります。

「市民が主役の市政」、「行政と市民の信頼関係が大事だ」と言っておられる市長が、8月の25日の中部コミュニティセンターでの説明会で市民とのあつれきがあったことや、9月3日中部コミュニティセンターでの座談会で反対意見が多かった等、まちの広場への建設は到底市民に理解されていない現況であります。

このまま強引に事を進めれば行政と市民との信頼関係は間違いなく失われますが、市長は今

後どのようにして市民との理解を得ようとするのか、しないのか。それとも、市民の声を無視して建設を強行するのかお聞きいたします。

まちの広場に関する条例についてお伺いいたします。

まちの広場に新文化複合施設を建設すべく、9月議会において土地の調査費、設計料の予算が計上され、議決されましたが、まちの広場を壊すには、「広場」と位置づけされている都市計画法並びにまちの広場に関する条例の廃止が必要であります。

しかしながら、この手順を踏まずして予算が執行されました。この行為は違法かつ不当であるとして住民訴訟の手续がとられ予算執行が差し止められた場合、あるいは3月議会に上程するであろう「まちの広場に関する条例の廃止」が否決される場合もあります。当局が言う3月議会に「まちの広場に関する条例の廃止」を、この上程の期日は妥当なのでしょうかお伺いいたします。

ショッピングビル株式会社と交わした覚書について御質問をいたします。

覚書の一つに、土地購入の際に売り手に利益の出ない取引とありますが、利益とは売値から原価を引いたものであり、原価に何を加えるかは明記されておられません。たな子への立ち退き料などを含めれば大変な額の原価となり得るわけで、この覚書がいかに危険であると思うが、当局の見解をお伺いいたします。

また、新文化複合施設の建設地をまちの広場と決定した要素に、「1期計画で行えるので他の案と比べ費用が少なく済む」とありました。

現在のまちの広場に計画する建物の建築費とまちの広場の解体費、まちの広場がなくなるため歴史公園に仮につくる広場の造成費、ポポロ跡地へ正式につくるまちの広場の土地購入費と造成費、それぞれ個別にその費用をお答え願います。

加えて、ポポロ跡地土地購入費ですが、既にことし8月23日、ショッピングビル株式会社と覚書が交わされておりますが、その時期をいつごろと想定しているのかもお答え願います。

要望書では歴史公園への新文化複合施設建設が述べられております。その場合の建築費は幾らと試算しているのか、これもお聞きいたします。

最後に、NHKの立ち退きについて、私はこれに質問しております。NHKの立ち退きについて3月に陳情書が出ておりますが、私は質問で、当局が今後どのように対処するのか3月議会で質問いたしました。現況の説明を求めます。

壇上から1回目の質問を終わります。

○佐藤 亮議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの鈴木章郎議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、まちの広場を廃止する条例についての概括的なお答えをいたします。その他につきましては部長よりお答えをします。

新文化複合施設の建設地変更については、ポポロビルのテナント問題が解決しないことで、都市再生整備計画期間の平成26年度までに中核事業の新文化複合施設が完成できなくなれば中心市街地の活性化に重大な影響を及ぼし、今回の国の制度がどうなるか不透明な状況において、時期を逸すれば財源確保が難しくなり施設整備自体が困難になる、早期建設への市民や関係団体の方々から強い要望があるなどから、建設地変更についての議会とのさまざまな費用シミュレーションを含めた協議を踏まえて総合的に判断した結果、現計画期間内に完成できるまちの広場に建設地を変更することにいたしました。

このような建設地の変更に至る経過や理由等については全員協議会の場において説明を行い、8月開催の臨時議会において、まちの広場に建設するための設計費等に係る補正予算の議決を

いただいて、9月15日号の広報に4ページにわたる記事を掲載して広くお知らせをしたところでもあります。

しかしながら、一部の市民の方においては、建設地変更に伴う内容と意義について十分理解していただくまでには至っておらず、反対の御意見をいただいていることも承知しております。

今後とも引き続きさまざまな機会を捉えてこの事業の必要性や経過を説明するとともに、特に市民の方に広く御理解をいただくために、広報等を積極的に活用してお知らせをしていきたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 それでは、私からは、市長答弁以外の部分でお答えをさせていただきます。

多岐にわたっておりましたが、まず最初に、まちの広場の条例についての御質問にお答えをしたいと思います。

まちの広場の条例は、設置をされている目的や実際の管理や使用方法等の手続を定めたものであります。また、広場の都市計画決定は広場機能を長期的視点に立って担保をするための手続であります。まちの広場の機能は現在も有しており、市民の方々には新文化複合施設の建設に支障がない範囲でできるだけ長く使用していただきたいと考えております。

このことから、いつからまちの広場が使用できなくなるのか、設計を進めていく中でスケジュールを含めた検討を行い、廃止をする日にちを明確にして説明をしていく必要があるため、新文化複合施設の基本設計を進めようとする段階での条例廃止の手続は難しいものと考えたところでもあります。同様に都市計画決定の変更についても、広場機能の効用が失われる時期を見据えながら実態に即した変更が必要であり、条

例の手続と同時期に変更することが望ましいと考えております。

これまでも新文化複合施設の予算等を議論いただく中でこれらの手続が必要であることは議会に御説明を申し上げてきておりますし、他の公共施設を建設するに当たって、設置及び管理に関する条例が必要な場合であっても、同様に予算を先行させて完成及び供用開始の時期を見据えることができるようになった時点でこれら条例の制定を行ってきているところであります。

次に、覚書についての御質問にお答えをいたします。

覚書の第3条においての「利益を生じない」という意向であります。これについては地権者側と確認を既にしておりますが、現在裁判中でありますので、その推移を見守っている段階であり、現時点で具体的な条件や金額について話し合いが行われているわけではございません。覚書の第4条で「取引は関係予算が議会で議決された後に成立する」というふうに規定するように、価格交渉を含めて、実際に取引を行う段階においては、当然ながら予算の議決を要するものでありますので、議会へは御相談を申し上げていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、まちの広場の解体費であります。まちの広場の解体費につきましては、現在、新年度の予算要求に向けて検討中でございます。記念碑などの移設を含めて約二千数百万円程度の費用を見込んでおります。また、この費用については都市再生整備計画事業の補助対象経費として認められるため、国からの交付金を受けることが可能であります。

次に、ポポロビル跡地に広場整備をする場合のビル解体費や造成費を含めた事業費についての御質問であります。

ポポロビル跡地に新たなまちの広場を建設する場合、ビル解体費や造成費についてでありま

すが、本市がビル解体を行う場合、不確定要素が現時点では多くありますので一概に言えませんが、約2億数千万円程度の解体費が伴うのではないかというふうに考えております。また、広場の工事費につきましては、現在のまちの広場と同程度の整備を行うことを想定いたしますと約2億円程度が必要であり、総額約4億数千万円程度の整備費用が必要になってくるものと考えております。これを第2期の都市再生整備計画の認定を受けて行うとした場合は約40%の交付金が受けられるということになります。

次に、まちなか歴史公園の造成費についての御質問ですが、当該事業の整備費につきましては、平成23年度の当初予算において8,140万円が予算化されたものであります。収入財源として国からの交付金を40%と、起債に対して後年度交付税措置される事業でもあります。

しかしながら、関係者などとの協議に時間を要したことから平成23年度内の執行が難しくなりましたので、平成24年度に明許繰越予算としての処理を行ったところであります。このことから、今年度中の事業完了が必須条件となっているものであり、現在整備工事が発注済みであり、来年3月末までの工期の予定で工事が進行中であります。

次に、新文化複合施設の建設場所がまちなか歴史公園になった場合の整備費についての御質問であります。

新文化複合施設を（仮称）まちなか歴史公園に整備するには多くの課題がございます。当該地については歴史公園用地として取得済みであるとともに、整備工事が発注済みであり、今年度中に必ず完成しなければならない事業となっております。また、平成26年度までの計画期間となっている今回の都市再生整備計画の事業完了はスケジュール的に困難であり、第2期の都市再生整備計画で取り組むこととなります。その場合には国から交付される割合が現在の約

40%から約24%まで低下する見込みであります。

また、現在までポポロ用地及びまちの広場で費やした用地測量費、地質調査費、基本設計費などの調査費や、歴史公園として取得をした用地費に係る交付金の返還、それから起債の繰上償還、修正工事費など、総額およそ2億4,000万円のかかり増し費用が発生することが予想されております。

このような条件のもと、歴史公園を建設地として都市再生整備計画全体として試算をいたしますと、市の負担額はおよそ33億3,000万円となります。一方で、本市が計画をしているまちの広場への建設及びポポロビルのテナント撤退後にその場所に新たな広場を整備をする場合を都市再生整備計画全体として試算をしてみますと、市の負担額はおよそ29億5,000万円となり、両計画の市の負担額で比較をしてみますと、新文化複合施設をまちなか歴史公園へ建設する場合は、本市の今の計画よりも約3億8,000万円の負担増となることを見込まれるところであります。

それから、次に、NHK米沢ラジオ中継送信所についての御質問にお答えをいたします。

ラジオ中継送信所については、継続してNHK山形放送局と交渉をしている段階でございます。特に、現在の老朽化した送信所を近々建てかえることにつきましては、山形放送局と東京の本部との協議により当面凍結との判断をいただいているところであります。現在は技術面での調査、つまり移転した先でも現在と同様のラジオ電波の送信が可能かどうか市内の広い範囲で測定調査を行っていただいているところであります。

移転候補地についてであります。ラジオ送信所の性格上、最低でも50メートル掛ける50メートルの広い敷地が必要なこと、また、ある程度の湿地が望ましいことから、伝導率の問題があるようであり、河川などの水辺近くが適

地とされております。そのほかさまざまな条件があることから候補地もある程度限定され、現在のところ数カ所を想定をしながら、先ほど申し上げました技術面での調査を行っていただいているところであります。

この技術面がクリアをされますと、次は費用負担を含めた具体的な交渉に移ってまいります。その後移転先を決定をし、NHKから総務省に新たな中継所の所在地を申請することになります。さらに、ラジオなどの電波送信所の移転については国際規約があり周辺隣国への照会手続などがあることから、移転着工までにはさまざまな手続があるとのことであります。

このことから、このまま交渉が順調に進み本市とNHKとの移転について合意が得られたとしても、移転完了までには相当の期間、最低でも5年というふうに伺っておりますが、こうした期間を要することになりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、設置当時の契約内容とその後の改築等に伴う契約の有効性についての御質問でしたが、当初契約は昭和27年の1月に米沢市と仙台中央放送局との間で「市有地の貸借及びその他の契約書」を取り交わしております。ここでは、米沢放送局設置のための敷地といたしまして現在の土地を無償で貸与するとの内容のほか、費用負担についても取り決めをしております。その後、当初契約の翌年であります昭和28年の3月に、用地の部分について当初契約から切り離して別個の契約を締結しているようでありました。内容は当初の契約と変わりはありませんが、いずれにしても、NHKが業務上の必要により構築物を増設することを無条件に承認する内容となっております。詳しい経緯などの記録は残っておりませんが、当初放送局としていた木造の局舎は昭和40年代に現在のものに建てかえられたようでありまして、市民への良好なラジオ電波の送信といったそもそもの送信

所の目的のために建てかえがなされたものでありますから、契約条項からしても、これを認めないわけにはいかないとの当時の判断があったものというふうに推測をしております。

しかしながら、現在は当時と違い、町並みの維持、景観保全に対して市民の関心が非常に高まっており、本市といたしましても、松が岬公園周辺につきましては、歴史と文化にあふれた良好な空間として後世に残し伝えていきたいと考えておりますので、老朽化した現在の送信所の建てかえの時期を逃すことなくNHKとは粘り強く交渉を続けていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員） 一番最初に、中部地区の方からあの今のまちの広場を残してくれという声が今非常に上がってしまっていて、そして今、行政、市長との信頼関係は非常に溝ができていのかなど。そこで市長のほうは今後さまざまな機会、また広報等でいろいろお知らせをしていくとありますけれども、市長が中部地区の方に、コミセン等を使ったりとかそういうところで、粘り強く、まちの広場を壊してここに何としても新文化複合施設を建てさせていただきたいというような、自分からの声で行動をなさるつもりはないんですか。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 今度の土曜日の夜、さる団体から、必ずしも中部地区の方々とは限らない構成メンバーだと思いますが、さる団体からやはりこの問題について話を聞きたいという御要望があって、出前市長室という形で説明をすることになっております。そのようにして、ほかにもさまざま機会を捉えて説明をしていきたいと思っております。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員）　そういうさまざまな機会を捉えた中で、やはりこの事業は反対だと、市長と、やっぱりまちの広場は残してくれと、そういうふうな声、理解が得られなかった場合はどうしますか。

○佐藤 兵議長　安部市長。

○安部三十郎市長　議会で説明をして、そして議決をいただいて、なおかつそれを実行しなかったなどということがあってはならないと思っておりますので、議決をいただいたとおりに執行していく、そういう努力をしていかななくてはならないというように思っています。

○佐藤 兵議長　鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員）　議会も市民の代表ですから、市長はその声は重いという認識だと思っておりますが、でも、市長は、どうしてもそのポポロ館跡地がだめだったから、横見たら市有地があったと、そこでその建設をやっていくと。そういうふうに私は捉えております。やはり地元の方の声、この声を無視して建設を強行するのかなと、今後。私はそう思うんですよ。ここでまた想定してやってしまうと堂々めぐりになってしまうので、次に移りますけれども。

条例についてお聞きいたします。

先ほど部長のほうから、条例廃止についてはスケジュール的なものは何ら問題ないとありましたけれども、これが、私の考えであれば、予算が2,000万円ついているわけですよ。それ執行されたと、今回まちの調査費云々ということで。しかしながら、条例、まちの条例の改廃をしなければあそこに建設はできないと常々委員会等とか市政協議会でお伺いしましたけれども、もし、この前回のポポロ跡地と同様に先行の地質調査、設計料が無駄になる危険があるわけですよ。条例廃止が通らなければ。このリスクをどのように捉えておりますか。

○佐藤 兵議長　山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長　現在私はそういう想定

はしていないところであるわけですが、議員からの御質問の中で、仮に、そのまちの広場の設置条例の廃止について認められない及び来年度の当初予算について認められないというふうな判断になった場合に、これまで費やしてきた経費についてどうなのかというふうな御質問であります。

そのこれまで費やしてきた経費をいつからの時点で考えるかというところもあるわけですが、8月の臨時会以降再び設計業務に移っておりますので、それ以降3月末までの発生する経費を想定いたしますと、今議員からもありましたが、基本設計及び実施設計が進むこととなりますので、この経費が約3,900万円程度、それから、改めて用地の現況測量、地質調査をさせていただきます。これが700万円程度。トータルいたしまして約4,600万円程度が、経費として無駄になるといいますか、必要外の執行になってしまうという状況になるようであります。

○佐藤 兵議長　鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員）　やはりまちの広場に新文化複合施設の建設にはやはり最後に大きなハードル、まちの広場の条例改廃というのがあるわけでありますよ。私も本来ならば予算計上と一緒に改廃も上げるべきだと思っておりましたけれども、行政の事務上、3月に条例の改廃を上程すると。わかりました。

でも、そもそもポポロ館予定地は、2年近くも前から立ち退き交渉が難航していることを知りながら議会に報告せずに、魚民は協力してくれるだろうという思い込みが2,059万円の無駄金を生んだわけで、この2年間に当局は借地借家法を勉強していればショッピングビル株式会社の取引がいかに危険であるかが学習できたはずであります。当局は法というものを本当に軽く見て、真摯に勉強するという努力を怠った結果の失策と言わざるを得ない。市長は大学で法を学んだと聞いております。市長室前に市庁舎管理

規則で禁止されている「自由の風」ののぼりを上げて、市長が認めればいいのだと開き直っておられますが、裁量権者がみずからを裁量することが御法度であることは常識であります。このように法を軽く見た結果、思いが2,059万円の無駄を生んだことであります。今般も手順を踏まないという法を軽んずる行為は、ポポロ館予定地同様また経費が無駄になる可能性が大であることを警告して、次に移らせていただきます。

3番目の、先ほど当局のお答えで、まちの広場解体費には二千数百万円、ポポロ跡地土地購入費2億数千万円、また造成費に2億とお答えになっておられますけれども、ここで、歴史公園にかかわる広場の造成費についてお伺いいたします。

12月1日広報よねざわのほうにまちなか歴史公園が出ております。この広報に載っているこれは、このイメージは、ことし3月、産業建設常任委員会で、歴史公園は名ばかり、児童遊園地ではないかと、遊具の施設ですか、3,000万円の補正費計上が否決されております。で、この時点において新文化複合施設の建設予定地はポポロ館跡地であったはずです。思い出してください。その後、建設をまちの広場に変更した際にまちの広場の機能を歴史公園に持たせると説明しておられますよね。おられますよね、これ。で、天満神社付近の土地購入予算、あくまでも歴史公園として議会のほうで承認されたわけですから、用途変更の手続が必要ではなかったのでしょうか。現にポポロ館跡地が建設不可能となったとき出された案がまちの広場への建設であります。このとき、ポポロがだめだからまちの広場に文化複合施設を建てると。もう議会全体が、それはないでしょうと。現在あそこはイベント等、年間数十万人使われているところあります。それも、ポポロ館跡地建設を断念、数日しかたっていない変更であって、全員協議会では総スカンを食らったところであり

ます。そんな中、8月臨時会にまちの広場への建設地変更に伴う補正予算が上程されたとき、信じられないことに12名の議員が賛成をいたし、これが可決となったわけであります。うなずいた理由は、わかっていますよね。このことにより、議会を軽視した証拠がこの図ではないんですか。

また、同じまちの広場の機能を持たせるといった場所が、当初の遊具を取っただけの歴史公園であります。これどうやってまちの広場の機能を持たせるんでしょうか。今言いましたとおり、歴史公園を持たせるとしたら、まちの広場の機能は具体的にどういうことなのか。このままの計画図で工事を進めるのか。また、用途変更があるのか、ないのかお伺いします。

○佐藤 兵議長 唐澤建設部長。

○唐澤一義建設部長 まちなか歴史公園につきましては、今発注して工事を進めているところでございますが、基本的には当然広報に載ったような形で進めるというふうなことでございます。

歴史公園というふうな、(仮称)歴史公園でございますが、公園としての性格は今も変わっていないというふうなことでございます。

それから、まちの広場の機能でございますが、(仮称)歴史公園の中で、補完的にまちの広場の機能を受け入れることができるというふうなことでございます。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番(鈴木章郎議員) 当初の変更からなつたときに、当局は、まちの広場を壊しその機能を歴史公園に持たせると言っているはずなんですよ。この場所で。まちの広場を壊すこととそこへの新文化複合施設は、設計図まで予算化したのに、まちの広場の代替地についてはもとのまま何も考えていない。これではまちの広場を愛する市民の方が反対署名の運動を起こすのは当然であります。これは。市民の既得権を奪うにしては余りにも配慮のない計画ではないのでし

ようか。

この答弁は時間もあれなのでもらわないですけども、次のポポロ跡地の土地購入について質問いたします。

先ほど質問で、土地と購入は相手方が争っているのだからわからないと。現在係争中の物件であるわけですから結審には相当な時間がかかると思います。それに、借地借家法によると、契約を終了させようとする場合は更新拒絶を通知しなければならず、賃貸人がこの更新拒絶の通知を行うためには正当事由が必要となると28条に定めております。その正当事由であります、公の図書館に供するという事由はなくなった現在、魚民の勝訴となり、そのまま長年にわたり入居の可能性が大であります。その間、歴史公園につくる仮のまちの広場で各種イベントが行われることになるんですけども、議長のほうに許可をもらってパネル掲示をさせていただきますけれども、まちの広場、ここですよ。イベント、Y-1 グランプリとかですか、あと産業まつり。そのときは、まちの広場でなくこのまちの広場線を潰してやっているわけですよ。このイベントを歴史公園のほうへ持ってきますと、相当劣っているんですよ。面積的にも。議員の皆さんも、相当劣っていると。

よく市の職員が、市の職員で構成する労働組合では既得権の主張を言っておられますが、まちの広場を利用する市民にも既得権があるわけですよ。新文化複合施設を望む人のためにまちの広場を愛する人々の既得権を奪う行為は不当であると言わざるを得ない。

また、広報よねざわで3万2,000を配布し求めたアンケートの結果、まちの広場に建設を希望したのは28通だけです。それに比べ、まちの広場の存続を願う運動には6,000名近い署名が集まっております。新文化複合施設を願う市民がいることは認めますが、しかしそれを上回るまちの広場の存続を願う市民がいることも、当局、

これは事実であります。

市長は「市民が主役の行政」、「市民が主役」をうたって3期目の当選を果たしたわけですが、自分の都合のよい28名の意見を尊重し数千人の意見を無視する。「市民が主役」とはいかなるものか、市長はどうお考えですか。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 おっしゃっている御意見につきましてはさまざまに論理的な矛盾があつて、お答えしようがありません。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員） 論理的な矛盾、じゃあそこをおっしゃってください。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 広報の折り込みで全ての市民の御家庭にいつているわけですが、そこの中から108通の御意見が来て、そして、その中でそれぞれ意見が幾つかに分かれました。でも、その数とそれから署名の数を比較するということ自体、同じまないとにのっているものではありません。同じ土俵にのっているものではありませんので、その比較によってどうのこうのということ自体がまず、同じ土俵にのせること自体がまず妥当ではありませんし、そして、さまざまに話があれですのてちょっとよくわからなくなりましたが、そういう数の比較自体がありませんし、そしてあとは、議会で議決を経て、経たものをその署名が議決したものをひっくり返すという法的効力が何かあるのであれば、そこで議論がスタートするということになりますが、全くそういうような法的なものがなくて、そういう中で議決をこの数でひっくり返す、もしくは議決には従わないような執行の仕方をしろというようなふうにも求められても、それは答えようがないということです。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員） いや、市長、答えないとだめですよ、それは。

時間があれですので、次に移ります。

8月23日にショッピングビルと交わされた覚書について質問しますが、覚書を抜粋しますと、「地権者に利益が生じないことを基本とした土地等の取引を行う。取引は、米沢市議会における関係予算等の議決を得た後に成立する」とありますが、この文言がいかに危ないか、これより説明いたします。

市は歴史公園予定地として天満神社付近を購入しましたが、このとき直接地権者から購入するのではなく、社会福祉法人あづま会を經由して購入しております。この行為は不法として市長は刑事告発されておるわけですが、このことは司法判断に委ねるとして、問題はその購入価格であります。

ここに示しますけれども、あづま会は市が購入する天満神社の土地を、最終購入日平成23年1月、地権者より坪単価7万5,000円で購入しました。それを市は坪単価16万円で購入しております。ちなみに平和通り駐車場は平成22年7月に坪単価9万円で売却されておりますけれども、さらに不思議な取引を市は行っております。これ天満神社ののり面のパネルですけれども、平成23年8月、市はこののり面を16万円で購入しております。あづま会を經由しないで地権者から直接購入すれば、30年も前に工事が行われ継続して天満神社が使用していることなので、時効取得によって無料の土地であります。

それでは、なぜ近隣土地の実勢価格が坪単価7万5,000円や9万円の土地を市は16万円で購入したかと申しますと、山形在住の不動産鑑定士の評価を根拠にしております。これがまた問題であります。これが評価基準となっている地番です。門東町三丁目、門東町二丁目、ちょっと飛んで、飛んでもうちょっと違うところの本町二丁目、この平米ですけれども、取引、わかりやすく坪で出しております。このように余りにも高い高額な坪単価を抽出しており、喫緊に取引

された先ほどのあづま会と平和通り駐車場のデータが省かれておるんですよ。

話を1回覚書に戻しますが、この手法でショッピングビルと当市の取引が行われれば、求めるポポロ館の土地評価額は坪単価40万円と想定されます。覚書に、先ほど申しましたけれども、土地購入に際し売り手の利益の出ない取引とありますが、利益とは売値から原価を引いたもので、原価に何を加えるかは覚書には明記されておりません。魚民への立ち退き料や長期にわたる減収分を含めれば大変な額の原価となり得るわけで、坪単価40万円の土地代でも利益が出ないようにというテクニックが可能であります。

このように、この覚書がいかに危険であるかがわかろうかと思いますが、坪単価40万円は議会承認されないだろうという方がいると当局には思われると思いますが、ことしの4月、まさか、まちの広場を壊しての新文化複合施設計画は議会承認されないだろうと思われた事案が可決になったわけですよ。当初ポポロで建てる文化複合施設をたった数日で目の前のまちの広場、議会もあればもうだめだろうと、通らないだろうというものが通った事例があります。あったわけですよ。

であるからして、覚書も契約書も効力は同じであることから、私はこのような危険を含んだ覚書の破棄を求めますが、今回の覚書の契約破棄に関するお考えはどうか。

○佐藤 亮議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 議員、少し誤解をされている部分がありますので、そのことをちょっと申し上げながらお答えしたいというふうに思います。

この覚書についての第3条の規定については、乙に利益が生じないことを基本とした土地取引という意味は、もともとはショッピングビル、あのビルと土地を含めて市に寄附してもいいんだと、中心市街地活性化に役立てていただいた

いというところからスタートをしたその原点にまた立ち返りましょうという意味であります。

ただ、さまざまな経緯の中から、ビルの解体については、公共がやるよりも地権者、民間でやっていただいたほうが安く上がろうし、また早く済むだろうという中から、こちら側からお願いをした経過もあるわけですが、民間側、所有者側のほうで建物の解体をしていただきたいというふうに基本的にお願いをしてみました。で、そのことにより発生した経費を売買価格として補填をしていかないと相手様に対して申しわけのない結果になるわけですので、そういう意味での土地の売買というふうな格好で24年の当初予算にも計上させていただいたというふうな経過があります。ただ、その中でも、当然ながら価格の交渉については、かかってくる解体費、必要経費の部分だけをとらまえながら地権者と改めて交渉して、鑑定価格、評価額の範囲の中で決定をしましょうということにしておりましたので、そういう意味では、利益が発生しないという形で売買をしていこうという流れでありました。

次に、解決した暁にまた同じ手法になるのか、あるいは、改めて話し合いをしたときには、解体は地権者側ではできないと、市側でぜひやってくれということであればまた別の方法になってくるわけですが、ここの中で申し上げているのは、利益が発生しないというのは、もともとの発想が地権者側からの提供だったという部分を尊重して、改めて解決した暁に甲乙で協議をさせていただきたいという趣旨でありますので、御理解をぜひお願いをしたいというふうに思います。

こういう経過でありますので、この覚書についてはこのまま有効として締結を続けさせていただきたいと。これを破棄する考えはないところであります。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員） 当局はこの覚書は破棄しないと。この覚書で進めていくということで理解をいたします。

そのまちの広場の解体ですけれども、やはり地元住民の意見を聞かずに、また、使える財産を壊すということは地方自治法、地方財政法において不法にて不当であるとして、近いうちに住民監査請求そして住民訴訟が行われると聞いております。もし住民訴訟により予算執行差しとめの司法判断が下れば、当局が考えている計画は白紙になるわけであります。法的手段を踏まず市民の意見を無視して計画を進める現在のやり方は必ずや後々問題を引き起こすと思われませんが、必ず行われるという住民訴訟に対して、市長はどう思われますか。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 法に背いてとか法の趣旨にそぐわないというような趣旨の御質問がずっと出ているわけですが、決してそのようなことはなくて、きちんと法の趣旨にのっとって法的な手続を踏んで行政を行っておりますので、そのような状況にはならないというふうに思っています。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員） 断言されました。そのようなことにはならないと。覚えていてください。

それでは、最後の質問に入りますけれども、NHK。先ほど3月に陳情が出て、当局は5月には、NHK側との交渉等を早急に行ったとありますけれども、今米沢市として考えているのは、NHKさんに今の場所を移ってもらうということではないでしょうか。

あと、もう一つですけれども、NHKさん側は今の場所で今後事業を行っていくということではないでしょうか。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 まず1点目、市の考え方ではありますが、先ほど答弁しましたように、市

としては、やはりこれはかつてから何度となく移転の話が住民側を含めて出てきたわけでありますので、移転をしていただくのがベストだというふうな考えに変わりはありません。

NHK側であります、NHK側として最終的な決断はこれからさまざまな調査や交渉の結果によって決まるものでありますので、今軽々にこちらから申し上げることは控えさせていただきたいわけでありますが、これまで私もNHKと交渉を何年前にさせてもらった経過がありますが、NHK側としては、当時は移転を望むのであれば原因者である望んだ側の費用負担によってやってもらうのが一般的なルールであるというふうなことに固執してきたわけでありますが、今現在は、やはり米沢市側からもこうした要望を何回となくさせてもらっている経過の中で、できれば移転をしながらといいますか、自分で土地を求めながらというふうなところも頭の中にあつての今交渉が続けられているというふうには私は理解をしているところであります。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員） やはりあちら側の費用負担ですよね。これは相当な額のあちらからの提示はあるんですか。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 先ほど申しあげましたように、今回につきましては、局舎の老朽化を前提にして、建てかえを前提にしてどういうふうなNHK側で予算をつくっていくかということからスタートしたわけでありますが、さっきお答えしましたように、まだ交渉に入っておりませんので、具体的にどういうふうな負担割合にしましょうかというところは全く白紙の状態です。

ただ、今使えるものを全部だめにしてどこかに移転してくださいというお話ではなくて、NHKとしては老朽化したものを建てかえようとしているという前提があるわけでありますので、

その分は少なくともNHKさんが自力でやっていただける部分として前提としてあるものという理解はしてございます。そのほかの通信施設をどうするかはこれからの話であります。

○佐藤 兵議長 鈴木章郎議員。

○22番（鈴木章郎議員） やはりあの場所は、天地人放映で観光の産業としていかに重要な場所であるかと思うんですよ。やはりコンクリートでなく、ある意味、あそこに歴史公園をつくっていただけるのが非常に景観的にもよろしいかなと思っているところでございます。

それで、やはりまちの広場、地元住民の方もぜひともあそこは残してくれということで強い要望で、私どもA4判で新聞の広告入れたんですけども、非常に反響が大きかったです。なぜ今どきにまちの広場を壊して新文化複合施設なのかと、やめてくださいと、なぜ今この時期にと、そういう声が非常にありました。

最後のまちの広場の廃止の条例、これが大きなハードルでございます。最後の望みがあるわけですから、その望みを、私はあそこにまちの広場を残すべく、行政そして市長のほうに反対の声を大にしてこれから言っていきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○佐藤 兵議長 以上で22番鈴木章郎議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 1時58分 休 憩

午後 2時10分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一つ、学童保育の障がい児受け入れ人数に応じた補助加算を次年度予算に盛り込むべきではな

いか外3点、8番高橋壽議員。

〔8番高橋 壽議員登壇〕（拍手）

○8番（高橋 壽議員） 私の質問は4点です。

学童保育の障がい児受け入れ人数に応じた補助加算を来年度予算に盛り込むべきではないか。

2つ目は、小学校のスタート支援員、特別支援教育サポーター、学習チューターを来年度も継続できるように予算措置すべきではないか。

3点目は、自家生産の野菜などの放射能を測定できるように測定器を用意すべきではないか。

そして最後の4点目は、県が策定した第3次雪対策基本計画と行動計画に連動して、米沢市も雪対策基本計画を策定すべきではないか。そしてまた、今年度から県が新たに創設した雪対策総合交付金を米沢市はどのように活用することになっているのか、以上の4点についてお伺いをしたいというふうに思います。

まず、第1点目の、学童保育の障がい児受け入れ補助加算についてお伺いをいたします。

このことについては学童保育連絡協議会の市長要望でもここ数年毎年出されております。そして、さきの9月議会では、国、県に対して意見書提出を求め、米沢市当局には独自に予算措置を求める請願が全会一致で採択されたことは御案内のとおりでございます。

そこでお伺いをいたしますが、来年度から実施できるように来年度予算に盛り込むべきと考えますが、どのようにお考えなのかお伺いをしたいというふうに思います。

次に、第2点目は、小学校スタート支援員、特別支援教育サポーター、学習チューターを来年度の継続を強く求めてお伺いをしたいと思います。

このことについては9月議会でもいただきました。教育委員会としては、これらの事業について「継続すべきもの」と高く評価をしております。しかしながら、財源が県の緊急雇用対策事業に求めざるを得なかったという経過から、県

の事業の終了とともにこの事業の終了を余儀なくされようとしています。

9月議会での私の質問に対して教育委員会では、「この3事業の成果はこれまでの事業に引き継いでいきたい」といった趣旨の答弁をしておりました。この答弁は、「やむなくそうせざるを得ない」といった教育委員会としては大変「つらい答弁」であったというふうに考えています。

この3事業は、本市の小中学校現場の声を教育委員会がしっかりと受けとめて、これまでの実績の上につくり上げた米沢市教育委員会独自の施策として始まったもので、私は大いに評価すべき事業と考えています。緊急経済対策の臨時的な事業の財源で始めざるを得なかったものではありませんが、本来であれば、財源を教育委員会の教育予算に計上し、実施できるようにすべきものとするべきです。

そこで、9月議会に引き続きこれは予算編成権を持つ市長にお伺いをいたしますが、この3事業を来年度も継続できるように来年度予算に計上し、父母、教職員、そして何よりも子供たちの声に応えていくべきものと考えますが、どのようにお考えなのかお伺いをしたいというふうに思います。

3点目の質問は、自家製野菜などの放射能を測定できるように測定器を準備すべきものと考えます。

先日、市民の方からこのようなお話をお伺いをいたしました。「市内のスーパーで流通している野菜は放射能検査をして大丈夫とは思いますが、家庭菜園や地場ものの野菜として売られているものは放射能の検査はなされているのでしょうか。安全なのでしょうか。安全なものを孫たちに食べさせてやりたい。市民が自家製の野菜などを持ち込んで測定してもらえるように、放射能の測定器を市で備えていただけないのでしょうか」といったものでした。

私はこのお話をお伺いをし、市民の皆さんの中

にはまだまだ食べ物に対する放射能汚染の心配と不安は払拭できていないと。そしてまた、福島第一原発の事故後の現状が依然として放射能を放出しているということを直視すれば、消費者側からとそして生産者の双方からの不安と心配に添えていく必要があるというふうに考えるものです。

そこで伺いますが、自家野菜や地場野菜の放射能検査を測定する検査機器を準備し、測定したいという市民の声に添えていく必要があるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

最後に、4点目の質問です。

山形県は、平成22年に策定した第3次雪対策基本計画とこれを具体的に実施するために行動計画の改訂版をこのほど策定をいたしました。改定したことの背景としては、平成23年、24年の2年連続の豪雪、これで高齢者を中心にした多数の死傷者が発生したこと、そして県民生活や産業活動のさまざまな分野にわたって非常な影響を及ぼしたことを挙げています。そして「豪雪時にも十分に機能する実効性ある雪対策を着実に推進していくこととした」というふうに書いてあります。

そして、改定のポイントを2つ挙げています。

「豪雪は災害であるという認識」の観点に立った計画としたこと、そして、これまでの6つの柱に、新たに7つ目の柱として「豪雪時における災害対策、災害救助に係る体制の確立を追加した」というふうにしてあります。

雪対策行動計画については、「基本計画の見直しを踏まえて、具体的な取り組みの内容と仕組みなどを示すために新たに策定した」というふうにもしています。行動計画に基づく具体的な事業は、5年間、つまり平成24年の今年度から28年までの期間で事業展開していくこととなります。

そこで伺いをいたしますが、米沢市では、県のこの第3次雪対策基本計画の改訂版と具体的

な事業展開を定めた行動計画をどう受けとめて米沢市の雪対策に生かそうとお考えなのでしょうか。

私は、この計画を米沢市の雪対策に生かしていくためには、県の基本計画に連動させる形で米沢市の雪対策基本計画を策定する必要があるというふうに考えます。県が今後5年間で事業展開する事業の受け皿をちゃんと準備しておく必要があるのではないかとこのように考えています。

米沢市は、1983年（昭和58年）、今から30数年前になりますけれども、雪対策の総合的な計画「米沢市克雪まちづくり計画」を策定しています。その後は総合的な計画は策定されずに個々の対策で対応してきたようです。この機に改めて総合計画の策定も必要な時期と考えるものです。当局のお考えをお伺いをしたいというふうに思います。

また、改定された県の基本計画の具体的な事業として、今年度から新たに「雪対策総合交付金」を創設いたしました。米沢市はこの交付金を、まず今年度、そして今後5年間どのように活用しようとお考えなのかお伺いをしたいというふうに思います。

以上、4点について質問いたしますので、答弁をお願いいたします。

○佐藤 亮議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの高橋壽議員の御質問にお答えをいたします。

私からは雪対策基本計画についてお答えをいたします。雪対策総合交付金を初めその他の項目については、部長よりお答えをいたします。

このたび県が策定しました第3次雪対策基本計画であります。平成23年及び平成24年の2年連続の豪雪では、多数の死傷者や建物の被害発生など県民生活に深刻な影響を及ぼしたことから、豪雪への対応を踏まえ計画を見直すとともに

に、雪対策行動計画を新たに策定し、実効性のある雪対策を着実に推進していくこととされております。この計画の内容は、保健、医療、福祉など民生分野、除雪体制の充実、公共交通網の確保などの生活基盤分野、農林水産業、商工業の振興などの産業振興分野など多岐にわたっております。

県の計画に沿った市独自の計画をとの御提案がありますが、県の計画は豪雪地帯並びに特別豪雪地帯を意識したものであり、その内容は本市の取り組むべき課題と施策の方向にほぼ一致していることから、改めて本市独自の計画を策定するのではなく、県の計画に沿った施策の実現を目指していくことが重要であると考えております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 菅野健康福祉部長。

〔菅野智幸健康福祉部長登壇〕

○菅野智幸健康福祉部長 私からは、学童保育の障がい児受け入れについて人数に応じた補助加算についてお答えいたします。

放課後児童クラブにおいて障がい児を受け入れた場合の指導者・指導員加配に対する補助の充実に関する請願がさきの議会で採択されましたことは、重く受けとめております。

そこで本市といたしましては、県の子育て支援担当部署などと県内全ての福祉事務所長、福祉担当課長が参加して開催されました平成24年度秋季山形県都市福祉事務所長・課長連絡協議会定例会の席上、この件を議題として提案いたしました。その結果、参加者からの同意を得るとともに、県からは市長会への議題としても提案いただきたいとの要望を受けたところでございます。したがって、本市としましては次回の市長会議題として取り上げていただくよう事務を進めてまいります。

また、市単独補助にて障がい児の受け入れの補助対応をというお話でございますが、これまで

も放課後児童クラブへの補助につきましては、国、県の補助とタイアップして実施してまいったものでございます。したがって、このたびの障がい児対策につきましても同様に県などの補助事業とともに実施させていただきたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私からは、小学校スタート支援員、特別支援教育サポーター、学習チューターを次年度も継続できるように予算措置すべきではないのかという点についてお答えをしたいと思います。

まず、これら3つの事業の成果について御説明をいたします。

初めに小学校スタート支援事業についてですが、小学校1年生入門期の不安を解消し、良好な学校生活への適用を図るため、スタート支援員を配置して児童の学習や生活全般の支援を行ってまいりました。平成23年度は8名の小学校スタート支援員を配置し、小学校8校に派遣をいたしました。平成24年度は9名を配置し、小学校9校に配置をしています。

特に、小学校1年生の担任補助や個別指導の必要な児童への学習支援、集団生活への適応のための支援などを重点的に行い、児童の学習意欲の向上、学習習慣の定着などとともに、小学校入学時の不登校の未然防止や児童の情緒安定に大きな効果が見られました。結果、小学校1年生の学校不適応が減少したと言えます。

続いて、特別支援教育サポーター派遣事業につきましても、特に重い障がいを持つ児童生徒が在籍している学校へ特別支援教育サポーターとして介護補助できる職員を配置し、安心・安全な学校体制を確立するとともに、障がいを持つ児童生徒の介護のサポートを行ってまいりました。平成23年度は5名の特別支援教育サポーター

ターを配置し、小学校5校に派遣をしました。平成24年度は7名を配置し、小学校7校に派遣しています。

特に、肢体不自由障がいや重い知的障がいを持った児童が在籍している学級に配置し、学習支援や生活支援を行いました。教室移動や体験活動などでのサポートができ、保護者や教職員も安心して、各学校の教育活動上、重要な役割を果たしておりました。

最後に、学習チューター派遣事業につきましては、基礎的、基本的学力の定着を図ること、個に応じた指導を行うことを目的とし、小学校において担任を補助し、児童の学習を支援するための学習チューターを小学校へ派遣してまいりました。平成23年度は7名の学習チューターを配置し、小学校7校に配置をいたしました。平成24年度も同様の配置をしております。

特に、複式学級での担任補助や個別指導の必要な児童への学習支援、習熟度別学習などを重点的に行った結果、児童の学習意欲の向上、学習習慣の定着などの効果が見られました。

今後、この成果をどのように引き継がれていくのかという点についてお答えをいたします。

これら3つの事業につきましては緊急雇用創出事業を活用しており、予定では平成23年度まででしたが、平成24年度まで1年間延長して実施をしてまいりました。本事業が終了することについては各学校へ連絡をしております。各学校においてこれまでの成果をもとに指導法に生かしていける部分を引き継いでいくように学校体制や協力体制について見直しを図ってもらう予定でございました。過去形ですけれども、しかし、先週末のことですけれども、緊急雇用事業の25年度追加募集がありまして、当然のことながら希望することとなりました。この3つの事業を通して、幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校、特別支援学級と通常学級などの連携を密にすることが重要であると感じておりま

す。追加募集に漏れた場合でも、それぞれ講師間の連結を強化し、指導法の共有化を図るため、学びのかけ橋づくりを図っていく事業として成果を引き継いでいきたいと考えております。

また、県の各種加配教員、別室登校加配、あるいは児童生徒指導加配等、あるいは避難児童生徒支援のための加配措置等、該当するものには強く今後も要望していきたいと考えております。私からは以上です。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、2点、御回答申し上げます。

まず1点目ですが、3項目めの自家生産の野菜などの放射能を測定できるよう測定器を用意すべきではないかとの御質問についてお答えいたします。

食品中の放射性物質への対応につきましては、厚生労働省が平成24年4月から食品の安全・安心を確保するため、放射性物質についての新しい基準を定めております。一般食品につきましては1キログラム当たり100ベクレルとなっており、これによりまして安全な食品が流通するようさまざまな機関において検査が行われているところであります。

山形県におきましても、食の安全・安心を確保するため、野菜類、魚介類、果実類、穀類、キノコ類など数多くの県産農畜産物等を対象に放射性物質の検査を昨年3月から継続して行っており、平成24年11月29日現在で、これまでの検査の結果、全て厚生労働省が定めた基準値を下回っております。こうした県の検査結果では、本市の農畜産物における野菜や果樹、米、大豆、ソバ等についてはセシウムなどは不検出との検査結果が出ております。今後も本市地元産である露地物の野菜などの検査が予定されているところでもあります。

また、市内の空間放射線量につきましても、市

内を400メートル四方に区切った区画内の主に人家が存在する816地点の空間放射線量の測定の結果では、局地的に数値が大幅に高いいわゆるホットスポットはなく、放射線は低い水準であり、除染や被曝量調査が必要な状況ではないことがわかっております。

このように、市内の空間放射線量の測定結果並びに県内各地及び本市の農畜産物等の放射性物質の検査結果によりまして、農畜産物の安全性を十分確認していることから、本市独自に測定器を購入して食品の放射性物質の検査を行うことは現段階では考えていないところでございます。

なお、参考であります。福島市におきましては、平成24年3月1日より各地区の支所などに食品等簡易放射能測定器を新たに設置し、市内38施設で家庭の食品中に含まれる放射性物質の測定を行っておりますが、10月の結果を見ますと、キノコ類におきましては基準値を超えるものがあるものの、家庭菜園で栽培する大根、白菜、サツマイモ、里芋、ミョウガ、それからリンゴなどにつきまして、基準値を超える数値は検出されていない状況でございます。

次に、4項目めの雪対策総合交付金につきましてお答えいたします。

県の雪対策総合交付金は、市町村が実施する地域の実情に応じた雪対策を支援するため、県議会9月定例会上程の補正予算に計上されたものであります。県が策定した雪対策基本計画及び雪対策行動計画とともに、10月末から11月初めにかけて県内各市町村に事業内容の説明がなされたところでございます。

また、交付金につきましては、県全体総額8,400万円を、人口、面積、財政力指数、積雪度などの客観的な指標に基づいて各市町村に配分するものでありまして、本市においては配分額が420万円と決定されたところであります。

本市では以前から雪に強いまちづくりの推進に

取り組んでいるところであり、今年度については配分額を考慮して、当初から実施を予定していた事業に対し雪対策総合交付金の活用を考えているところであります。具体的には、要援護者対策事業として、今年度派遣回数を2回から3回に拡充する高齢者等雪下ろし援助員派遣事業に、また、住民からの除雪依頼への対応を向上する事業としましては、雪おろし等の依頼や除雪業務へ円滑に対応するための臨時職員の雇用に活用しようとするものであります。このほか町内会等の排雪費への一部助成事業、それから空き家の除排雪、果樹園地に続く作業道の除雪に活用しようとするものであります。

また、新年度の御質問もございましたが、新年度以降につきましては、県の雪対策基本計画それから雪対策行動計画の推進に資し、市民の安全・安心を向上させる事業について新年度の予算編成過程の中で検討していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○佐藤 亮議長 高橋壽議員。

○8番(高橋 壽議員) それでは、学童保育の障がい児の受け入れ加算についてお尋ねいたしますけれども、この間、9月の議会の請願の全会一致の採択を受けて、県なりあるいは市町村の担当部署のところで議題に出して働きかけて、県からは逆に、先ほどの答弁ですと、次の市長会の議題に上げていただきたいと促されたということですが、私は、恐らく県からもそういう形で促されたということですし、米沢市だけでなく、9月の時点でも山形市からも具体的な要望として県のほうに上がっていたということもありましたし、9月の県議会でもこの問題が取り上げられているということも考えれば、来年度の恐らく県の予算には計上されていくんだろうというふうに思います。

それで既に県のホームページに載っておりますけれども、県では、来年度平成25年度の当初予

算要求概要というこういうのが各部局から今上がっていて、ホームページに出ているわけですね。この学童保育関係の担当部局である子育て推進部のこの要求概要を見ますと、この障がい児受け入れに対する助成の拡大、新規ということで出ております。ですから、子育て推進部のほうでは予算要求として出しておりますので、これが予算編成具体的になっていく中で外されるのかどうかわかりませんが、県の意向としては来年度これでやっという話になっているようであります。それは御承知ですよ。承知だと首振っておられますけれども。

それで、お願いしたいとか要望したいのは、この手の新規事業は、大体やっぱり県が新年度予算で県議会で議決されますと、実施が大体7月以降、あるいは年度の後半で初めて事業展開されるということになるわけですね。先ほどの答弁ですと、これまでもそういう形で県の事業にあわせて米沢市も予算を組んでやるというのが妥当だと、米沢市単独でやるということではないんだという話ですけれども、そうすると、来年度、県で新規事業として障がい児の受け入れ加算の事業を展開したときに、やはり米沢市は7月以降、早くて。通常どおりやって年度の後半。そういう時期に展開せざるを得ないという状況になるというふうに想定されますけれども、そういうことでよろしいんですか。

○佐藤 兵議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 ただいま議員から御紹介ありましたように、県のほうでも放課後児童クラブにおける障がい児受け入れ推進ということで、御質問の内容の補助が出ているということで私どものほうに通知ございます。ただ、今のところ概算でということで、その詳細はやはり不明でございます。私ども予算を執行するにおきましても、やはり具体的な県のほうからはっきりとした実施要綱等を頂戴し、それに見合った形で現場のほうの調査をかけたりして必要額

を算出する必要があるといったことから、やはり当初というよりは、県の内容が明らかになった時点で私どもとしても予算を組まざるを得ないというふうなことでございます。

したがいまして、県のほうともタイアップしてそれぞれこれまでも補助という形で追加してきたわけなんですけれども、例えばということで、最近では放課後児童クラブに対する耐震診断・耐震改修、それから低所得者への利用支援事業、これらについてもやはりある程度のタイムラグがございました。ただ、やはりこれらについてもきちっとした数字を確定して金額を充ててなければならぬということでございますので、この障がい児に関しましても、県から発出される要綱等を確認させていただいて、補正などの手法をもって予算の確保を図りたいというふうに考えているところでございます。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番(高橋 壽議員) これまでもこの手の事業で、県内の他市のほうでは既に4月から始めていて、米沢市では、今の答弁のように、県の予算が確定して要綱などで内容がつかまびらかになった後に、米沢市が補正で組んでようやく7月ごろに早くて事業展開する。あるいは年度後半でやっとして事業展開する。年度内でやればいいんですけれども、場合によって、ほかの市は当該年度で実施しているのに米沢市は1年見送って次の年から始めたということも多々あったというふうに私は思います。認可外保育園の2人以上の子供さんをお持ちの場合の2人目の子供さんの保育料の軽減についても、既にこの事業を県で展開始めたときには、当該年度で鶴岡市は4月から始めていたのに米沢市は1年見送って翌年から始めたということがあったわけなので、そういうことにならないように、もう既に今予算要求で出ているし、当局でもおわかりだというお話でしたので、その辺は何度か県のほうにもう県議会のほうにも内示も出るわけなの

で、情報交換というか、情報をいろいろお話を  
して、やはり4月当初からできるような対応と  
いうのは考える必要があるというふうに私思  
います。やはりこの間ずっと学童保育関係の皆  
さん方が何度も米沢市に要求してきて、よう  
やく県でも各市町村から上がってきてこれ  
をやりましょうという話が具体化されるわけ  
なので、何とか4月からできるように工夫つ  
てできないものではないのでしょうか。これ  
はやっぱりできない話ですか。

○佐藤 兵議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 繰り返しになりますが、  
やはりその要綱の中身というのが、どうも私  
ども想定しているものと県のほうで考えて  
いらっしゃるのがまず同じなのかどうか。や  
はり最終的には公費を使う補助でございま  
すので、その辺、正確に判断させていただ  
かないと額などの決定はできないものとい  
うふうに考えております。

繰り返しになりますが、やはり形をはつきり  
させた上で補正予算なりを計上させていただ  
きたいというふうに思います。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番(高橋 壽議員) そうしましたら、少な  
くとも4月にさかのぼって4月分から支給  
するというふうなことは何としてもお願い  
したいというふうに思います。

やはり年度途中からということになると、  
指導員を採用するといったなかなか難し  
い話ですし、何よりも、本当にこれ困  
っている状況の中をどうやって対応して  
いくかということでも何度も何度も  
これまで出てきた話なので、それは  
補助金の、あるいは予算の組み立て  
のあり方から考えれば、そういう答  
弁も当局の答弁としては妥当な  
のかもしれませんが、しかし、例  
えば一旦立てかえる形でやるとい  
うことも私はできると思うん  
ですよ。2月内示が出たあたり  
で、やはり情報交換して、一旦  
米沢市で立てかえて、

以前立てかえて結果的に返還せざるを得な  
かったという状況はありましたけれども、  
その辺のところは学童保育連絡協  
議会の皆さん方とよく話をし  
て、そういう場合によっては返  
還もあり得るということをもし  
確認できれば、私は、4月に  
米沢市単独で一旦立てかえて、  
それで事業をスタートさせてお  
いて、県の事業が具体的な形  
で明らかになって補助金額が  
決定したときにそれで調整し  
ていくということも、私は手  
法として市民のことを考えたら  
妥当な対応だというふうに  
私思います。

やはり当局のこの予算編成、あるいは  
県の予算の流れからすればそう  
いう答弁は当然なのかもしれ  
ませんが、もう少し市民のほう  
の側を向いた対応というのも  
少し考えてみるということも  
私は必要だというふうに思  
うんですよ。なかなか難し  
い話なのかもしれませんが、  
やはり本来ならば、これだけ  
補助金加算をお願いしたい  
ということが何年間も出て  
きたわけなので、本来は単  
独予算で本当は組んでもいい  
話だと私は思うんですよ。そ  
れは単独で組めないという  
のはどういうわけかわかり  
ませんが、少なくともそう  
いう構えを持っていただ  
きたいというふうに思  
いますけれども、いかが  
ですか。

私は本来ならば単独で組んでほ  
しいんですよ。でも、単  
独で組めない予算上の全体  
としてのお考えの上で、  
そういうふうに県の補助  
金とあわせてスタートす  
るという話なんですけれ  
ども、どうですか、そこ  
は。

○佐藤 兵議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 まず、2つあ  
ったように思います。でき  
ない場合さかのぼって出  
すことはできないのかとい  
うふうなお話でした。こ  
ちらのほうは、これも  
県の要綱に載っている  
わけなんですけれども、  
それが可能である  
場合は、当然のこと  
ながらそのような  
対応はしなければ  
ならないという  
ふうに思います。

あと、やはり私どものほうでも、先ほど申し上げましたように厳密な数字をもって予算化して計上と。議員の皆様様の議決を頂戴しているという関係からまずはその厳密な数字を出すといったところで、今のところの情報ですと、その子供さんの数に対しての指導員の数の割りつけのようでございます。そうすると、年度がかわって、果たして25年度になってことしと比較してどのくらいの子供さん、障がい児の方なんですけれども、それが入られるかといったところを確認しなければなりません。したがって、その辺の数字確定させたところで、先ほどの話につながりますが、きちっとした数字を計算させていただきたいというふうに考えているところです。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） そうしましたら県のほうに強く、2月の県議会で議決されて予算執行するということになりましたら、要綱を早く出してほしいということを強く求めていただけますか。できるだけ要綱を早くつくっていただいて、4月からスタートできなくても5月あるいは6月からスタートできるように対応してくださいと、それが米沢市の学童関係者の強い要望だということを県に申し上げていただけますでしょうか。

○佐藤 兵議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 なお、そのように要望してみたいと思います。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） ちょっと順序ずれますけれども、時間の関係で。

最後の雪対策の総合計画のところでお聞きします。

米沢市単独でその総合計画をつくる予定はないと。県の今回つくった計画に米沢市のこれまでやってきた方向性、それからこれからやろうとする方向性が一致したと、沿った形なので、県

の計画に沿った形でいろいろやりたいというお話でした。私は米沢市単独で県の計画とは別個につくってほしいという話をしているわけではありません。県の3次のこの雪対策総合計画を受けて、その上で今個々にやっているものを総合的に組み立てていって、優先順位をつけて、米沢市のその雪対策に対する課題がどこにあって、何を優先してやるべきかということをはっきりさせる意味で、米沢市としても総合計画のようなものをつくったほうがいいのではないかと提案でした。県の計画とは別個に独自につくれという話ではありません。

それで、県の計画に沿った形でやると言いますが、先ほどの例えば総合交付金のお話を聞きますと、例えば今年度当初予定していた事業の予算に420万円、今年度の交付金額ですけれども、これは充当していくということをおっしゃってましたよね。それはどういうことでしょうか。プラスアルファ、420万円を別途事業で展開する。あるいは、額がふえるわけですから、事業を拡充するというところでやるということではないんですか。今まで100万円で組んでいた予算に、米沢市の持ち出しを50万円減らして、その分50万円県から来た予算を充てるということですか。当初予算組んでいた100万円に、プラス県から来る50万円を充てて事業を拡充するという方向で私はやるべきだというふうに思いますけれども、そういう考えでよろしいのでしょうか。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 県から示された事業名については11項目ほどあるようです。その中で米沢市がそのメニューの中に該当するものが、先ほど申し上げました5項目ございます。例えば要援護者の対策事業ほか4件ですが、この要援護者の対策事業の当初予算分約1,400万円ほどあるわけですが、この中の一部について県の交付金を充てようとするものでございます。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） ですから、その充てるということは、当初100万円用意をして組んでいたと、その独自予算100万円のうち、幾らか県の予算来た分を減らして、それで合計当初額どおり100万円にしてしまうということなんですか。その420万円を県から交付されるわけなので、それで、例えば高齢者の皆さん方のさつき屋根の雪おろし事業などを、今までの回数にプラス2回、3回ふやして事業を拡充していくという話ではないのですか。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 そもそも先ほど申しあげました県の11項目のメニューにつきましては、各市町村が新規あるいは拡充して予算に盛り込んでいるものを対象に交付金とするというものでございます。それで、まさに議員の御指摘のとおり、2回を3回に拡充する今回措置をとっておりますので、その部分について交付金の対象になったということでございます。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） そうしますと、昨年度よりも事業の中身は拡充して、それで拡充したところに県の予算を充てると。結果として事業を拡充するということですね。

そうしますと、来年度以降、この5年間、ことし含めて5年間ですけれども、これの組み立てはどういうふうにされるかという話になりますけれども、先ほどの答弁ですと新年度予算編成のときに検討していきたいというお話ですけれども、これについてはどういうふうな形で拡充する作業をしていくわけですか。新規事業をこれから検討していくのか。あるいはこれまでの事業、今おっしゃったような形で回数をふやすなり、例えば高齢者の年齢を引き下げるとか。高齢者の年齢規定ありますよね、そういうものを引き下げるとか。あるいはこれまで対象になっていない方々について対象を拡大するとか、そういうことでよろしいんでしょうか。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 またちょっと繰り返しになりますが、先ほどの11のメニューがまずございます。この中の3つのメニューが実は必須項目とされております。必須項目のうち米沢市が今年度取り組むものが2つございまして、1つが抜けております。その1つの部分についてまず来年は実施したいというふうに考えております。

そして、さらには、県が来年度どのような交付金となるかまだ現実的には見えておりませんので、壇上からは、新年度の予算編成の中で必須メニューの1つも加えた上で検討していきたいと考えているところでございます。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） そうしますと、新年度に向けて予算編成するときに各課から、どういう形かわかりませんが、こういう事業メニューを新たに展開したいとか、あるいは今までやったやつをこう拡充したいというやつを、どこに上げるかわかりませんが、何らかの形で集めて、それでこの交付金の事業の中に盛り込んでいくということになりますかね。どこが集約していくというか、中心に窓口になって各課の事業を取りまとめていくということになるんでしょうか。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 その窓口については、実は市全体のこともありまして当初企画かななんて思っていたところなんですけど、ふたをあけてみますと、やっぱり420万円程度の影響しか米沢市にはないと。それから雪対策ということで特化されている。そんな状況もありまして、今のところは財政課というふうに考えているところでございます。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 新年度については、県の25年度以降のところはどういうふうな事業メニューになるかまだわからないので、それが出て

からということですがけれども、今年度の事業メニューをこれ見てみますと、この要援護者対策事業というのが1つ目に、今11項目とおっしゃいましたけれども、ありますよね。それで、この要援護者というのはどういうふうを考えればよろしいのでしょうか。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 要綱上は要援護者につきましては、身体的かつ経済的理由から、この場合はみずから除雪が困難な者、そういった方の除排雪に要する経費に対する助成というふうに考えています。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番(高橋 壽議員) ちょっと細かくなりますけれども、そうしますと米沢市の場合、現在要援護者という方はどういう方なんですか。具体的には。

○佐藤 兵議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 ただいま総務部長が答弁した内容で網羅されていると思いますが、ただ、その中の細分として、例えば高齢者65歳の方とか、障がい者の方とか、さまざまな要件が加わってはくると思います。ただ、くくりとしてはただいま総務部長が答弁したものと合致するというふうに考えております。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番(高橋 壽議員) この要援護者については各市町村独自の判断ということになっているようです。それで、交付金を県でつけて各市町村の事業展開をやっぱり支援し、内容を充実させていく、拡充させていくという方向でということで交付金を今回つけるわけなので、これまでの、今おっしゃったように雪おろしの回数をふやすとか何かという、これまでの事業を拡充するとありましたけれども、例えば要援護者についても、これまで米沢市が規定していた要援護者の中身をもう少し検討し、拡充していくということも私は必要だと思うんですよ。それはさ

つき申し上げましたように各市町村の独自の判断で構わないという話ですので、だから、そういう中身の精査と、それから今までの米沢市の雪対策を踏まえながら、もっと手が届かなかったところに手を届かせるという拡充の方向でどうやるかというのが、私は今回の交付金を使うときに問われている問題だというふうに思います。

今年度は10月から説明があつて11月って日あいも余りなかったのも、十分検討する時間もなかったというふうに思います。ただ、来年度以降、これ期間が4年間残されているわけなので、ここは十分もう一回米沢市のこれまでの事業展開の中での課題を洗い出して、それで拡充する方向、しなければならぬ点はどこなのかというのをもう一回検討して出していただけないかというふうに思うんですよね。そこはいかがですか。

○佐藤 兵議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 先ほど答弁にもありましたように、高齢者につきましては3回なりの回数を拡充しているというふうな予定でございます。そういった意味合いからも、議員お述べのとおり、その中身について私どものほうで、福祉サイドになりますけれども、検討してみたいと思います。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番(高橋 壽議員) ぜひ一回議会のほうにも出していただいて、それで議会の声もちょっと聞きながら、どういうふうな形で拡充できるのかとちょっとお互いにもみながら、いい方向でこの交付金を使っていくということにさせていただきたいなというふうに思います。

それで、第3次の雪対策基本計画に沿った形でこれから米沢市もやっていきたいということですがけれども、この計画をやっぱり議会にも明らかにというか、もう少し説明をしていただいて、米沢市議会にも説明をしていただいて、沿った

形で米沢市ではどういうふうなことをやるのかというところも議会に出していただきたいと思うんですよ。やはり議会でも何度も何度も毎回毎回この雪対策の問題が要望として出されますけれども、県に沿った形で出していくということが私は大事だというふうに思いますし、この計画そのものを見させていただきましたけれども、米沢市でやっていることもありますけれども、もっと米沢市でやれるのではないかということもあるわけですよ。あるいは村山地域でやっていて米沢市でやっていないこと、豪雪地域の最上地域でやっていて米沢市でやっていないことといろいろあるわけですね。だから、この基本計画、それから行動計画をやはり米沢市議会にもちょっと説明をしていただいて、それでこれに沿った形で米沢市で何をやるのかということ、新年度予算編成のときに考えていくとおっしゃいますけれども、議会にも考えさせていただきたいというふうに思うんですよ。その辺はいかがですか。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 聞き取りの際は、市独自の計画をというふうに誤解をしておりました。大変恐縮です。それで今真意がわかりまして、その中で市の考え方といいますか、行動計画なりのものを議会のほうにも説明すべきでないかというふうな御指摘でありました。

今このやりとりの中でも少し見えてきた部分があるわけでありましたが、これ県の今回の総合交付金の中身についてまだまだちょっと掘り下げてわかっていない部分が、スタートしたばかりですので、あります。これ県の市町村課が窓口になっているわけでありましたが、全市町村の例示が恐らく取りまとめられると思いますので、そうしたものも見させていただきながら、この28年度までの5年間の中で、米沢市はこういうもの、これを活用してどういうところに力を入れていくんだというふうなものはやっぱり取り

まとめていく必要があるんだろうというふうに私も感じましたので、なおどういう姿がいいのか検討させていただければというふうに思います。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番(高橋 壽議員) 次に、放射能の測定器についてお伺いします。

県のホームページに県で各市町村のサンプルを検査して結果を公表しているわけなので、それで不検出ということになっていますよね。それで、先ほど壇上で御紹介しました方には、私も担当課からお話を聞いて、県のホームページに掲載しておりますと、それから米沢市のホームページからも県のホームページにつなげるようになっていきますので、どちらからでもインターネットで御確認くださいという話をしましたが、その方から言われたのは、やはりインターネットを使える方だけが市民ではないと。それは当然だというふうに思うんですね。

それで、要は、食べ物に対しての放射能汚染について不安を持っている方がまだいるということなんですね。まだいる方の不安をどうやって、どういう手だてで払拭していくかということは続けていかなければならないというふうに思います。確かに現状は不検出となっていますけれども、その不検出だということをもっともっと市民の皆さん方に知らせていくと。そして安心して食べただけという状況をつくっていく必要があるというふうに思うんですね。だから、その手だてをもう少し考えていただければというふうに思います。広報で知らせるなり、あるいはいろいろな各コミュニティセンターでの何らかのそういう相談会とか、いろいろなことは考えられるというふうに思うので、いずれにしてもまだまだ市民の方はこの不安を払拭できなくているというところをよく考えていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。何らかの手だて、インターネットのほか

検討していただけますでしょうか。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 福島市の例を出せば、福島市へ避難している人もあれば、福島市から避難されている方もあると。それぞれ感覚は千差万別でありまして、多少の不安でもやっぱり見過ごすことはできないという方が米沢市にもいらっしゃっていると。そういう方さまがまいる中で払拭というのをどういうふうにやっていくかというのは非常に難しいところではあります。ただ、議員がお述べになりましたように、まずはホームページ、それから広報等でお知らせをしていきたいと思ひますし、さらに、県が今実際測定しておりますその中に米沢市の品目をさらに加えていただいて品数をふやしていただきたいと、そんな要望もしていきたいと思ひます。

それから、流通している食品以外で自家製の野菜、こういったものが今現在県では受け入れてはもらっておりませんが、再度県とちょっと相談してみたいと考えているところでございます。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番(高橋 壽議員) 今答弁ありましたように、県のほうにももう少し品目数をふやすとか、あるいは検査の期間をもう少しスパンを短くして小まめに検査をしていただくとか、そういうことも県にもちょっと申し上げていただいて、ぜひ市民の皆さん方が安心できるような体制をつくっていただきたいというふうに思ひます。

それから、最後になりますけれども、教育委員会のこのスタート支援員その他ですけれども、さっきの答弁ですと、県の緊急雇用対策の追加募集があったということで、これにいわばすがるといふような、大変教育委員会としても綱渡りというか、そういうことで何とかこの事業を展開していきたいという気持ちだというふうに思ひますけれども、やはり本来ならば教育委員会としては予算要求するだけけれども、なかなか予算手当てをつけていただけないということだ

というふうに思ひます。

それで、じゃあ今年度、25年度は何とかやりくりしても26年度以降どうするのかという話になりますので、予算編成として教育委員会の予算をどうするかという話で、全体を考えてどうするかという話もあろうかと思ひますけれども、壇上でも申し上げましたけれども、これは非常に成果が上がっている事業だというふうに教育現場のほうでも感じられていて、何とかなくしてほしくないという要望も教育委員会には上がっているようです。その声にやっぱり応えていく必要があると思ひますよ。現場と教育委員会が一緒になって考えて、成果が非常に上がっているという、ここですよ。なかなか上がらないという話でなくて、上がっていると。そして、やっぱり県内の市町村の教育委員会からもしばしば注目されている事業だというふうに、私ほかの市の教育委員会の方からもちょっと話を聞いたことがありました。米沢市でとにかく予算つけてやっているんですねということで、ですから、本当に危うい形だけで苦労されていて、結果として非常に大きい成果を上げて、1年生に入ったばかりの子供たちが大変心配な時期に教職員挙げてこの事業の中でやっているということなのですし、障がいを持っている子供さんのところもしっかりこれで受けとめて、障がいを持っている子供さんはもちろんのこと父母の方も安心していただけるという状況があるわけで、これ、なくなったらどうするんだと。教育委員会では引き継いでいくとおっしゃっていますが、この事業を継続したにこしたことはないですよ。やむなく今までの事業でやらざるを得ない。それから県の加配に期待せざるを得ないと。もし県の加配がなくなったら、本当にお母さん方、お父さん方が大変心配されるわけですよ。そういうこともよく考えて、市長、どうですか。これは予算編成権お持ちなんですから、9月の議会ではまだ予算編成時期にな

っていないので答弁差し控えさせていただきますというお話がありましたけれども、いよいよ予算編成の佳境に入っているときだと思えます。いかがですか。感想でも結構ですけれども。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 教育委員会の意向をまず優先させたいと思えます。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） ぜひ教育委員会でも予算づけしていただきたいというお話ですから、その意向を酌むということですから、ぜひ予算を計上して事業を継続してほしいというふうに思えます。

以上です。

○佐藤 兵議長 以上で8番高橋壽議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時10分 休 憩

午後 3時20分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 兵議長 御異議なしと認めます。よって、本日の会議を日程終了まで時間を延長することに決まりました。

次に進みます。

一つ、公契約条例について外1点、3番小久保広信議員。

〔3番小久保広信議員登壇〕（拍手）

○3番（小久保広信議員） 市政クラブの小久保

です。

私で一般質問12番目ということで、2日目の最後になります。壇上からお顔を拝見しますと、皆様大分お疲れのような感じではございますが、最後までおつき合いをいただければなというふうに思いますし、当局の皆さんについてもお疲れのことと思えますが、ぜひ真摯な答弁を、回答をいただければ、また、わかりましたという答えがあればすぐにでも終わるような質問でございますので、ぜひいい答えをお願いをしたいというふうに思います。

それでは、最初に、公契約条例についてお伺いいたします。

私がこの公契約条例を質問いたしますのは、平成21年6月と12月定例会でお伺いして以来、3回目になります。また、ことし3月の代表質問において我妻徳雄代表からこの質問をしております。今回の質問はその内容を踏まえ、さらに、ここ数年で多くの自治体において公契約条例が制定をされたこと、さらに、制定に向けた取り組みが多くの自治体で行われていることを踏まえて質問をさせていただきます。

まず初めに、そもそも公契約の本来の姿はどのようなものなんでしょうか。公契約とはどのようなあるべきなのかについてお伺いします。

私は、公契約の本来の姿は、市民、契約当事者、公共物件の3つの安心・安全を目指すものでなければならないと考えます。

市が民間に業務を委託するときに何よりも重要なのは価格ではありません。地方自治法が求めているのは、市民が負担している税金で行う以上、公正・公平でなければならないということであり、何よりもその事業が安全・安心なものでなければなりません。

不幸な事故が起こった場合は、誰が、どのように責任を負うのでしょうか。それは契約当事者においてもしかりです。

建物などは市民の共有財産であるがゆえに、

請け負った会社などが手抜き工事をする事など、許されるものではありません。また、契約そのものが、技術で、労務管理で、公正競争で、社会的視点で、企業を育てるものでなければなりません。

さらに、大きな契約は、それ自体が地域の経済政策、雇用政策と無縁ではないのです。自治体として、障がい者、母子家庭、父子家庭、ホームレス、就職困難者を福祉政策の対象から雇用施策へ政策誘導を行ったり、環境の課題や再生可能エネルギーへの取り組みなどのさまざまな政策誘導を行う機会でもあります。

契約そのものが「政策」だと理解したとき、いろいろな視点が展開してきます。このような視点で公契約を考えるべきだと思いますが、当局はどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

次に、公契約条例の目的は、不良業者を市場から退場させ、公正競争を確保することです。公契約条例は直接的に賃金を引き上げるものではありません。支払い賃金を入札参加資格要件として受注者の契約上の義務と位置づけることにより、従事する労働者や下請業者にリスクを押しつけて利益を出そうとする不良業者を排除し、社会的に有用で、公共性のある業者を優先して選定しようとする仕組みなのです。

さらに、公共事業を含めた公共サービスを担う業者は、公共の規律を遵守する必要があります。そのための条件を述べています。

公契約条例の理念と原則は、契約自由の原則と受注者の責務です。

受注者が支払うべき賃金の最低額は、自治体が公権力を背景として受注者に当該額以上の賃金を支払えと命じているのではなく、発注者である自治体と受注者である事業者との間の契約上の約束事として受注者側の責務として位置づけるものです。

川崎市契約条例では、第8条に契約上に規定す

べき事項を列挙し、受注者は川崎市と締結した契約上の約束の履行の義務を負うとしています。多摩市公契約条例は同じく第8条で、請負契約にあつては市長及び受注者が相互に対等平等な関係にあることを、指定管理者にあつては市長等及び受注者が共同して公の施設の管理の責任を負うことを前提として、両者が協力、共同して公契約条例が定める目的を実現することを明記しています。

このような公約条例の目的や定める意義、理念と原則について、当局はどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

3つ目に、他自治体の状況についてお伺いします。

公契約条例は2009年に千葉県野田市において日本で初めて制定され、全国に徐々に広がりを見せています。条例制定している自治体は、一定額以上の契約について公契約条例の対象としているものが多数です。

条例制定済みの自治体は、いわゆる公契約条例の「労働条件に関する条項がある自治体」が、千葉県野田市、神奈川県川崎市、相模原市、東京都多摩市、国分寺市です。公共調達条例などの「労働条件に関する事項がない自治体」が、山形県、高知県高知市、東京都江戸川区です。

そして、条例案が審議されている自治体は札幌市です。

さらに、条例制定に向けた動きがある自治体が、長野県、鹿児島県、山形市、東京都西東京市、小金井市、羽村市、八王子市、千葉県我孫子市、神奈川県横浜市、兵庫県西宮市などとなっています。山形市においては今月にも素案が出されるという話を聞いております。

このような状況を本市はどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

次に、本市の公契約条例の制定についてお伺いします。

多くの自治体において、先ほども述べましたと

おり、公契約条例への取り組みがなされています。

経営者はいつまで会社を維持できるかわからない不安に駆られ、内部留保や役員報酬の確保を続け、労働者には労働強化や賃下げを続けています。仮に、どこか1社が労働条件改善をしたところで効果は限定的です。

さらに、自治体はもっと社会的現状や自治体公契約のもとで働く労働者の実態を認識し、「労働者の適正な賃金」という視点を持つ中で「入札改革」を進める必要があります。

業務における適正な品質の確保・適正な労働者への賃金を担保できる制度の確立に向けて、自治体での入札制度の改善の検討をさらに進める必要があります。このことがより担保できる制度として公契約条例の制定があると考えます。

米沢市として、自治体が地域経済の主導者であるとの自覚を持ち、公契約条例を制定し、労働者、つまりは市民が安心して暮らせる社会づくりの先導者となるべきであると考えますが、当局の考えをお伺いいたします。

大きな2つ目の項目のセルフネグレクトへの対応についてお伺いします。

セルフネグレクトとは、成人が通常的生活を維持するために必要な行為を行う意欲や能力を喪失し、自己の健康や安全を損なうことです。必要な食事もとらず、医療を拒否し、不衛生な環境で生活を続け、家族や周囲から孤立し、孤立死に至る場合があります。

防止するためには、地域社会などによる見守りなどの取り組みが必要とされています。

自己放任とされています。

全国的に近年、介護・医療サービスが必要な状態なのにもかかわらず、利用を拒む高齢者がふえているとされています。さらに、衣食住の管理が自分ができず、体のふぐあいや認知症が進んだり、亡くなったりしてから発見される場合が多く、法的な定義はありませんが、まさに

セルフネグレクトの状態にあると言えます。このセルフネグレクトは、全国で起きている高齢者の「孤立死」の最大の要因になっています。

株式会社ニッセイ基礎研究所では、平成22年度老人保健健康増進等事業による「セルフ・ネグレクトと孤立死に関する実態調査と地域支援のあり方に関する調査研究報告書」を取りまとめ、公表されています。

この調査研究では、地域社会からの孤立やセルフネグレクト（自己放任）の状態にある高齢者は、たとえ本人からの明確な「拒否」があったとしても、それが必要な情報・知識に基づく合理的な判断ではない場合には、真のニーズの見きわめによって社会的支援につなげていく必要があるのではないだろうかという課題意識を踏まえ、全国自治体への悉皆調査や先進的な取り組みを実施している地域への訪問調査を通じて、これまで体系立った調査・研究のなされていない「孤立死」の実態把握と発生数の推計、セルフネグレクトとの関係の解明に取り組まれています。

その推計によれば、全国で65歳以上の高齢者が死後2日以上たつて発見された事例は約2万7,000人に上ります。この数字は日本の1年間の自殺者数3万人以上に匹敵するものです。「孤立死」と言われる死後4日以上たつて発見された事例は約1万6,000人になります。都道府県別では、4日以上たつて発見された高齢者の孤立死数の推計によると、山形県は174.5人です。

この調査によれば、孤立死した事例の約80%の割合でセルフネグレクトと考えられる事例が含まれると報告されています。

このように、セルフネグレクトの構成要素が1項目しか含まれていなくても、また広範囲にわたる放任状態に陥っていても、生命に大きなリスクをもたらすとも報告をされています。現在の介護保険制度では利用者が申請しなければサービスを利用できないため、セルフネグレク

トの高齢者は制度からこぼれ落ちることになります。

全国のケアマネジャーを対象に行われた調査によると、介護や生活の問題が深刻な状態なのに、高齢者自身やその家族がサービス利用に拒否的であり、困った経験があるという回答が6割もあり、高齢者自身の拒否が7割を占めたことが報告をされています。

介護拒否の理由として、経済的困窮や、介護サービスに知識がないため「仕方がない」と諦めている、認知症や精神疾病などで自分の状況が的確に判断できない、サービスを受けるのを嫌だなどが挙げられています。その結果、カップラーメンや菓子パンだけを常食とするなど食生活の問題や、長い間着がえや入浴をしない、また衣類や生ごみ、古新聞などをため込み室内が足の踏み場もないなど、衣食住のケアを適切に行えない「生活後退現象」を起こすことが特徴的とされています。

高齢になれば誰しも、物事のこだわりを強く持つ人や頑固になる人もいますし、社交的でない性格の方もいらっしゃいます。周りから変わり者のように思われている方もおられます。

しかし、そのようなことに関係なく支援していくのが福祉だと思います。本市の孤立死とセルフネグレクトの状況はどのようになっているのかお伺いします。

セルフネグレクトへの対策については、平成18年4月に施行された高齢者虐待防止法に盛り込んで対策を行うべきと指摘がされていましたが、法律には盛り込まれず、多くの自治体で独自の「虐待防止マニュアル」でセルフネグレクトに言及し、対策の必要性を指摘しています。

本市でも平成19年度に高齢者虐待防止マニュアルを策定しています。本市のマニュアルにはセルフネグレクトの状態が示されていますが、その対応はどのようになっているのかお伺いします。また、そのマニュアルで本当に対応可能な

のかどうかお伺いをいたします。

米沢市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画では、「米沢市高齢者虐待対応マニュアルにより、高齢者虐待防止ネットワークを構築し、関係機関と連携をとりながら虐待の防止、早期発見、支援等を行っています。家庭に内在する問題から虐待に発展するケースが多く、虐待はもとより、被虐待者も事実を表に出さない傾向があるため、現在把握しているケースのほかにも対応が必要なケースが少なくないと考えられます」として、平成24年から26年度の今後の方針として、「法律や相談窓口等の周知の強化、虐待は犯罪であることの啓発、虐待を発見した際に速やかに対応できる体制を構築していきます」としています。

さらに、見守りネットワークの推進として、認知症サポーター等養成事業、民生委員・児童委員による相談活動への支援が挙げられています。現状と課題として、「民生委員・児童委員は、独居老人、高齢者世帯の見守り、高齢者に対する各種事業の説明、高齢者の相談及び支援等のさまざまな活動を行っています。市では、民生委員・児童委員活動の支援として、市で行っている福祉サービスの説明、対応が困難なケースの相談及び支援を随時行っています」としています。

平成24年から26年度の今後の方針として、「高齢化、核家族化が進み、民生委員・児童委員の負担が大きくなっていくことから、民生委員・児童委員活動の負担軽減、効率化を図るため、引き続き研修会の開催、相談及び支援を行います」としていますが、今述べました2つの事業にセルフネグレクトの部分がないように思われるのですが、いかがでしょうか。

セルフネグレクトへの対応は全国的に介護専門職の個人的な努力に負っているとされていますが、本市の対応策をどのように考えているのかお伺いいたします。

これからますます高齢化が進んでいきます。金曜日の山田議員の質問でも出されていますが、65歳以上のひとり暮らしの高齢者は平成24年4月1日現在で2,404人になり、65歳以上の高齢者の10.6%です。平成23年4月1日の2,208人から200人近くふえています。このことから、ますますふえていく傾向にあると思います。

このような人の中に、必要な介護や支援を受けない方がふえるおそれがあります。どのような体制や支援策を講じていくのか、今後の方向性をお伺いします。

以上、壇上からの質問といたします。

○佐藤 兵議長 安部市長。

[安部三十郎市長登壇]

○安部三十郎市長 ただいまの小久保広信議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、セルフネグレクトへの対応についてお答えをします。その他につきましては部長よりお答えします。

本市では、セルフネグレクト及びセルフネグレクトが原因による孤立死の事例につきましては、高齢福祉課及び地域包括支援センターへの報告や相談の内容などから、必要な支援を全く拒否しているような事例はなく、セルフネグレクトと判断されているケースは今のところ報告されていない状況です。

しかし、全国の複数の自治体でセルフネグレクトによる事例が発生しており、本市でも相談に結びつかず埋もれているケースもあるのではないかと認識しているところです。

本市の高齢者虐待対応マニュアルの中で、セルフネグレクトのサインの例として、昼間でも雨戸が閉まっている、届け物が放置されているなど7つの例を示しております。また、高齢者虐待を判断する際のチェックシートの中にも、支援者が必要なサービスを本人もしくは家族に勧めても、無視あるいは拒否されるという項目を設けております。したがって、この虐待のサイ

ン及びチェックシートを活用し、民生児童委員、地域の方々などから情報をいただきながら、現在のマニュアルを利用して発見、対応に努めてまいりたいと考えております。

続いて、本市の対応状況であります。地域に密接な関係を持った民生児童委員等の情報をもとに、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師のいる地域包括支援センター、警察及び保健所と協力をしながら高齢者宅を訪問し、万一経済的な困窮を原因とするセルフネグレクトに陥るようなおそれのある場合には、生活保護の申請がなくても社会福祉事務所長の権限で生活保護を適用させています。

また、栄養管理ができず栄養失調の状態にある人や、一人で入浴ができない状況にある人などの困難事例の場合は、福祉事務所長が有する措置権によって特別養護老人ホーム等への入所や、医療機関と情報を共有しながら対応しております。したがって、関係者個人の努力というより、むしろ組織的に関係機関と連携し対応しているのが現状であります。

さらに、判断能力が不十分な方へは成年後見制度の利用を勧め、成年後見人による介護サービスの利用契約や施設への入所契約などを本人にかわって行ってもらうなどの支援を行っているところです。

今後の方向性としましては、セルフネグレクトは早期に発見、早期に対応していくことが重要であることから、地域の方々にセルフネグレクトについて御理解をいただき情報を提供していただけるような普及啓蒙活動に力を入れていく必要があります。広報掲載や会議の場等でPRに努めていきたいと考えております。

また、高齢者虐待対応マニュアルでも記載しているとおり、地域の実情を把握している民生児童委員や町内の方々、地元老人クラブの方々、人権擁護委員の方々などの情報を中心に、虐待の防止、早期発見、見守りを行うネットワーク

の構築が必要であると考えております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、1項目めの公契約条例についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の、公契約の本来の姿はどのようなものかについてであります。公契約とは、国や地方自治体が行政目的を遂行するために民間の企業や団体等と締結する契約であり、公金の支出を前提とするものでありますから、当然公平・公正なものでなければならず、そこから生み出される公共サービスは安全で価値の高いものでなければならぬと考えております。

また、公共サービスにおける入札制度につきましては、これまでの価格入札から政策入札へと改革が行われており、本市においても導入しております総合評価方式による入札制度は、価格以外の要素を基準に入れ、受注する企業に技術提案や地域貢献などの実施を促し、公契約に社会的価値を求めているところであります。

このように、公契約の果たすべき役割としては、契約の目的や事業の規模、効果から考えると、民間契約を上回る社会的貢献がなされるべきであると考えます。一次的には、契約の確実な履行がなされ受注した企業の利益を生み出すこと。そして二次的には、地域経済の活性化や雇用の安定等に寄与すること。これが公契約のあるべき姿と考えております。

次に、2点目の公契約条例の目的と意義についてであります。公契約条例は、労働者の適正な労働条件を確保することにより、業務の質の確保と公契約の社会的な価値の向上を図り、住民福祉の向上に寄与することを目的とするものであります。条例の目的は同じでも、川崎市契約条例と多摩市公契約条例のアプローチについては相違があるところであります。

川崎市契約条例につきましては、既存の契約条

例を改正する方法をとり、最低賃金の確保に重点を絞った契約重視型と評されているものであり、契約全般について、透明性の確保、公正な競争の推進、不正行為の排除、価格以外の多様な要素も考慮して総合的にすぐれた契約の確保を狙っているものであります。川崎市の場合はいくまでも市と元請との契約関係であり、元請の契約上の義務により間接的に下請を指導できるものであります。

一方の多摩市公契約条例については、全国で初めて野田市が制定した公契約条例に類似しており、雇用、労働条件を確保するために考えられる方策全てを条例に盛り込んだ条例重視型であり、労働条件の改善という明確な意思が見てとれるもので、契約ばかりでなく、労働者の継続雇用の確保に対する努力義務なども盛り込まれているものであります。

以上のことから、相違する2つの公契約条例の目的や意義、理念と原則につきましては、今後公契約条例の制定に向けて取り組もうとする自治体に影響を与えていくものであると考えております。

また、議員のおっしゃるとおり、契約は民事上の約束事でありますから公権力の及ぶところではなく、市と契約者が自由で対等な立場で契約を締結し、互いに契約条項を遵守することが基本であると考えます。

なお、公契約条例は、不良業者の排除というよりも、受注者の責務として、業務に関する全ての労働者に条例で規定する水準以上の賃金を支給することを義務づけることにより、受注者の真摯な企業努力と適正な労働条件の確保を求めるものであり、これが条例制定の意義であると捉えているところであります。

次に、3点目の他自治体の状況についてであります。議員も述べられましたとおり、野田市が日本で初めて条例を制定して以来、川崎市が旧契約条例を改正して施行し、昨年12月には相

模原市と多摩市で公契約条例が制定され、ことしの6月には東京国分寺市と渋谷区で条例が制定されましたので、全国では1区5市の6団体に制定されているところであります。

なお、今年3月に公契約条例の制定を目指した札幌市につきましては、継続審議となっているところであります。

そのほかの地方自治体でも公契約条例の導入に向けて検討されておりまして、議員が述べられましたように、全国的にも広がりを見せておりますが、その中に公契約条例の検討をしている山形市も含まれているようであります。

市といたしましては、労働条件に関する条項がないものの、公共調達基本条例を制定している山形県に次いで公契約条例制定の検討を進めている山形市に注目していきたいと考えております。

次に、4点目の公契約条例の制定についてであります。本市の対応といたしましては、公共事業のうち、建設工事及び建設工事等に関する測量、設計業務等につきましては、低入札調査制度を施行しているとともに、建設工事につきましては「総合評価落札方式簡易型の試行」を導入して入札を執行しており、著しく低い価格での落札、いわゆるダンピングを防止する対策が適切にとられておりますことから、受注者のもとで従事する方の適正な労働条件も確保されているものと考えているところであります。

また、その他の委託業務における労働者の賃金を含めた労働条件につきましては、労使双方により決定すべきものであり、労働基準法や最低賃金法に基づき定められているところでありますので、公契約条例が目指しているような労働者の保護対策につきましては、特定の地域や業種等に偏らないようにするためにも国の政策として法律により行うべきものと考えております。

このようなことから、本市といたしましては、公契約条例の制定について現在のところ考えて

おりませんが、今後とも山形市を初め、継続審議となっている札幌市など、条例制定の検討を進めている他の地方自治体の動向を引き続き注視してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 小久保広信議員。

○3番（小久保広信議員） 想定内といいますか、ただちょっと表現が変わったなというふうに、公契約条例のほうで注目していきたいということで、今まで注目もしていなかった気がしますが、そういった意味では半足前進かなというふうに思いますけれども、一步までいかない、半歩までいかない、半足前進だというふうに思いますが、ここで、最後の制定に向けた理由、しない理由として、国の課題であるというふうなお話、これ前からずっとありました。賃金決定についても当該労使の自主決定に委ねるものだというふうなお話。

ここに、ある研究会、大阪のほうの研究会なんです。大阪の府内の自治体に対して調査した結果、回答された共通しているものがあるんですが、1つは、先ほど米沢市も言いました。公契約法というのは国の課題で、賃金決定というのは自主決定なんだと。個々の国の法律としてすべきだと。そういうことが言われていますけれども、あと法令遵守、先ほど最低価格入札があるからそこで大丈夫なんだよと。法令遵守もちゃんと総合評価方式でやっているから大丈夫なんだよということなんですけれども、本当にそれだけで大丈夫なんですか。どこの自治体の契約にあってもきちっとした遵法精神というのを述べているのはどこでも一緒なわけですし、それを載せないような契約はないわけですから、そういった意味で、現実的にプールでの死亡事故が起きたり、そういった悲しい事件が起きたりしているわけです。そういった意味で、契約、そういったものにそういったことを載せているから、労働基準法の趣旨を遵守するよう

にというふうに記載しているからそれでいいというような問題ではないというふうに思うんですが、その点はいかがでしょう。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 契約を結ぶに当たってはさまざまな法令を遵守することはもちろんであります。法令のほか、特に契約に当たっては本市の要綱や要領等でさまざま定めております。過去にも議論になったかと思いますが、例えば総合評価の落札方式をとってみたり、それから等級格づけの際の基準の参考にしたりと、さまざまな点で契約に当たって公正さを保てるような方策をとっておりますので、公契約条例にかかわらず、法律、条例、要綱、基準等一体となって取り組んでいる状況でありますから、そういう意味では今のところは心配はないというふうに考えております。

○佐藤 兵議長 小久保広信議員。

○3番（小久保広信議員）今のところ心配はないというところなんです、本当にそれでいいのでしょうか。指定管理者制度などにおいても労働者の賃金実態が下がっているという話もお聞きをしていますし、実際いろいろなことで遵守するんだという契約になっていても、実際事故が起きていたり、そういった実態があるわけですから、そういった意味で、その総合評価方式の部分ですらきちんとしていく、させていくその努力というものが重要だというふうに私は思います。

それで、1つ提案なんです、総合評価方式をとりますと、非常に評価をする大変な部分があるというふうに思います。ある自治体なんかでは、労働条件の部分などについて、社会保険労務士さんであるとか、弁護士さんなどであるとか、そういった方が認証をすると、そういったことを義務づけをしているというふうなところがございます。そういったところ、総合評価方式の改善というところで考えられてはいかがか

と思うんですが、いかがでしょうか。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 御指摘のように、東京都下の団体の中ではそういうふうなところに専門の職種、例えば弁護士、公認会計士に関しては財務状況、それから社会保険労務士については労働条件、こういったところを委託して実際の契約等に当たっているとところもあるようでございます。

米沢市の場合には、総合評価落札方式、この中に個々具体的に委託までして評価しようとは考えておりません。別途お金が必要なこともありますし、先ほども申し上げましたが、現状、法律、条例一体となって取り組んでおりますことから特段問題はないと考えているからでございます。

○佐藤 兵議長 小久保広信議員。

○3番（小久保広信議員）確かに現行の総合評価方式の中の労働条件の部分であればそれでいいのかもしれませんが、よりもっとその部分をきちんと評価をするという、そこで働く労働者も先ほども言いました米沢市民なわけですから、市民の収入を上げると。そういった意味でも、また、きちとした適正な価格で入札が行われた価格で工事が行われる、事業が行われる、そういったことになれば一番みんながいいわけですから、そういったところを目指した中ではそういった方策もとるべきだというふうに思っています。

それから、契約の受託労働者の声というのがある会議でありまして、公契約条例にすごく期待をしているんですね。何かというと、1つは低価格入札、先ほど制度がありますよと米沢市は出ましたけれども、それでもそこに近いものであれば、今までよりも低い水準での入札額になれば、労務集約型の事業であれば一番最初に削られるのはやっぱり人件費ですから、賃金減ということになっていきますし、安定的な雇用か

ら不安定雇用に変わっていく、そういった事例がいっぱいあるわけです。そういった意味で、そういったことをきちっと歯どめになってくれるそういった期待を寄せられていますし、労働者としても雇用が安定するという事で、技能の向上、スキルの向上が図れるんだと。そして複数年契約によることで、それでもっと次の世代に引き継いでいくと。先ほど海老名議員の質問の中でも似たようなことがあったなというふうに思いますけれども、そういったところまできちんと考えるべきだというふうに思うんですが、その点はいかがでしょう。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 技術者もそうなんです、現場で働く技能労働者、これの不足も深刻でございます。そういうことから、この技能労働者につきましてもその労働の評価、これを適切にやっていくべきではないかと。例えば施工力にかかわる資格とか工事経験、過去の情報の蓄積、こういったものを全体に捉えて技能労働者を評価し、そして見合った報酬とする。そんな考えが必要ではないかなという事で国の中でもいろいろ検討されているようでございます。それも踏まえ、今後注視していきたいと思っております。

○佐藤 兵議長 小久保広信議員。

○3番(小久保広信議員) じゃあ視点をちょっと変えますけれども、今度は労働行政としてのあり方といいますか、先ほど就業困難者ということのお話をさせていただきましたけれども、どういう方かという、社会的に差別を受けていると、具体的に言うと障がいを持つ方であったり、そういったことで就労が困難な方。今まで福祉行政ということでそういった方については福祉でさまざまな就労訓練であるとか訓練をするとか、そういったことはあったわけですが、実際問題として、じゃあ就業訓練終わりました。雇ってもらえるところあるでしょうか。

なかなかないんですね。民生常任委員会で行きました宇部市のように、きちっとした体系としてネットワークをつくってやっているようなところであればまた別なんですけれども、そこまでいかないところについては、なかなか不況になればなるほどそういった方は雇っていただけない。そういった意味で、福祉のサイドで片づけられてきているわけですが、この公契約条例の中で先ほど言いました政策的な要件で言えば、労働行政として米沢市、とりわけ非常に薄いということを常々私申し上げておりますけれども、そういった意味では、この公契約条例をつくっていくことで、そういった部分を入れ込むことで、労働行政としてのあり方としてできるのではないかなと思いますし、大阪の例などは、以前にも申し上げましたけれども、知的障がい者が清掃業務についておられると。そういったことがなされているわけですから、そういった点について、どのようにお考えでしょうか。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 労働行政として、就業が困難な方をそこにどう取り組むかというのは大切な問題だと思います。就労困難者の定義については、なかなか難しいところがありますが、まずは障がい者雇用、それから子育て中の主婦なんかもやはりずっとここに含んでいいのかなという気はしますが、そういったことを含めた部分については、契約の中でいえば、等級別の格づけの基準の中でクラス判定をする際に入れ込んでございます。そういったことも加味しながら契約は一体となっていくということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○佐藤 兵議長 小久保広信議員。

○3番(小久保広信議員) じゃあそれで米沢市、障がい者雇用進んでいるんですかね。どうなんでしょうかね。そこをちょっときちんと考えていただきたいなというふうに思います。現状で

当局のおっしゃる通りに、部長のおっしゃる通りに、そういったことが進んでおるのであれば私はこういった質問をしないというふうに思うんですが、ぜひその点を加味していただきたいというふうに思います。

時間もあるので次の課題にも移りたいんですが、その前に、1点だけこの公契約条例についてお伺いをしたいんですが、先ほど国の施策だと、国でやってもらわなくちゃだめなんだよという、これもこの間ずっと米沢市が言い続けてきているところなんですが、だとするならば、国のことだというふうに当局がおっしゃるのであれば、きちんと国に対してこういったことを要望や意見書をしたことがあるんでしょうか。どうなんですか。きちんとそういったことをすべきだというふうに思うんです。国が決めることですよと言いながら、市としてはできていない。注目するだけということであれば。きちんと国に対して公契約法の制定を求めるべきだというふうに思いますし、そのことが行政として市民を守るのではないのでしょうか。いかがですか。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 米沢市が直接国に対してそういった要請をしたことはございません。御指摘のとおりでございます。

ただ、米沢市も加盟しております全国市長会におきまして国に要請してございます。これは全国会議員と関係省庁でございます。公共の事業の充実に関する提言の中で、公契約において適正な労働条件が確保されるよう公契約法に関する基本的方針等を策定することと要請してございます。

これを受けてかどうかわかりませんが、このたびの総選挙の中で、国も、民主党のマニフェストではございますが、公共事業の請負など、国や自治体との契約で働く際の労働条件の適正化に向けて法制化を進めるというのが載ってございます。ただ、民主党のマニフェストでござ

いますので、選挙の結果はどうなるかわかりませんが、少なくとも与党がそのマニフェストの中に掲げたことで現野党についてもこれは見逃すことはできない課題だという認識になるかと思っておりますので、今後の動き、国の動きには十分期待しているところでございます。

○佐藤 兵議長 小久保広信議員。

○3番（小久保広信議員） ぜひ市長会の中でやっておられるということですが、安部市長としてきちんと国に対して要望すべきだというふうに思いますので、その点はいかがですか、市長。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 おっしゃるとおりだと思います。

○佐藤 兵議長 小久保広信議員。

○3番（小久保広信議員） ぜひ決意を言っていたきたかったわけですが、そこにかかわっていると時間がないので、次、セルフネグレクトについてお伺いしますけれども、本市のマニュアル、先ほど市長も2つほどちょこちょこっておっしゃいました。7点、以下の症状が出るというふうに言われています。再度繰り返しますが、1つは、昼間でも雨戸が閉まっている。電気、ガス、水道がとめられていたり、新聞代、あとテレビの受信料、家賃などの支払いを滞納している。配食サービス等の食事がとられていない。薬や届けた物が放置されている。物事や自分の周囲に関して極度に無関心である。何を聞いても、いいよ、いいよと言って遠慮し、諦めの態度が見られる。室内や住居の外にごみがあふれていたり、異臭がしたり、虫が湧いている状態であるというような特徴があるというふうになっています。病的に自分の生活に関して無関心となっている状況というわけですがけれども、先ほどの答弁の中で、チェックシート、マニュアルを使ってやっていきますよ、そしてネットワークをつくっていますよということなんですがけれども、何かこの構築をその民生委員、先ほど申されたようなところだけで、民生委員とか地

域の方々、主任介護専門員、警察、保健所等々、そういったところだけでいいのかなというふうに思うんです。しっかりとしたまは一つは行政内での相談窓口であるとか、受け手の受け口ですね。ネットワークをつくったとしても行政が受ける受け口がきちんと機能しなければならぬというふうに思いますし、そのシステム構築とネットワークをつくり上げていく。そのためにはどのようなことを考えておられるのか伺います。

○佐藤 兵議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 ネットワークどのような形で構築するかというふうなことだと思えますけれども、まず一つに、早期発見、見守りネットワークというふうな形態がございまして、その例としましては、今のところなんですけれども、社会福祉協議会で作成しております米沢市地域福祉活動計画、この中の重点事業の中に見守り・声がけ運動の推進、これがございまして、これは、町内会などの役員や福祉部を中心として、日ごろから挨拶を交わし、町内で困っている人たちに対して見守りや声がけを強化しながら、民生児童委員や関係機関と連携、協力して、向こう三軒両隣の相互扶助の精神をもって隣近所の助け合い運動に取り組んでいただいているものでございます。これは行政や専門職のすき間を埋める力として欠かせないものであるというふうに考えております。このような取り組みにつきましては現在も各地域で行われておりまして、市としても今後とも支援してまいりたいというふうに考えているところであります。

また、今申し上げた地元の住民の方々を中心としたネットワークの推進のほかに、専門機関支援のネットワークの推進として、今年度中に法務局や警察、弁護士などの専門機関、そして老人福祉に携わる機関の代表者の方々による米沢市高齢者虐待防止連絡会を開催する予定です。

このように、それぞれのネットワークの強化に努めながら、セルフネグレクトに関しまして対応を強化してまいりたいというふうに考えております。

○佐藤 兵議長 小久保広信議員。

○3番（小久保広信議員） さまざまな仕組みをつくっていただきたいというふうに思うんですが、一つ例を挙げて申し上げますと、大阪府の豊中市では、ひと声ふれあい収集、これはごみの収集なんですけれども、高齢者や障がい者の方が在宅生活をするために支援するというところで、ごみ置き場まで持っていけない方については自宅まで伺ってごみを収集すると、ついでにひと声かけて安否を確認してくるといったそんなことなんですけれども、そんなことであるとか、あと、先ほど言いましたニッセイの調査の中で、課題対応というような項目もあります。こういったことを対応していったらいいんじゃないかというところがあるんですが、そういったところでは、水道の検針であるとか、電気、ガス、灯油、あと金融機関、コンビニ、新聞配達などなどそういった社会資本といえますか、そういったところを使って、そういった方たちにも、事例として電気の検針がすごく有用だったというようなことが報告をされていますし、そういった意味で、そういったさまざまな各お宅を訪問しておられる業種というのはいっぱいあるわけですから、そういった方の情報をいただく。それをもとに対応していくということも一つの手段だというふうに思うんですけれども、先ほどの答弁の中で、米沢市にはセルフネグレクトに陥っている状態の方はいらっしゃいませんし孤立死はなかったというお話だったわけですけれども、ただ、隠れている埋もれた事例というのはあるのではないかというお話ですから、そういった意味で埋もれた事例をいかに掘り起こしてきちんと対応していくかと、そういったことが必要だと思えますが、その

点についてはいかがでしょうか。

○佐藤 兵議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 対応につきましては、議員お述べのとおり、本当にそのものだというふうに私も感じております。幸い米沢ではこのネグレクトの事例がないということで、今のところなんですけれども、やはり何らかの形で、私も地域包括支援センターなりに何らかの形でつながっていらっしゃるという方々がほとんどでございます。やはり万が一にも全く近隣の方とも絶縁していらっしゃる方がいらっしゃるという場合には、即座それなりの対応を打たなければならぬわけで、今議員がお述べのとおり、水道やガスなど貴重な情報源、これらをいただけるような体制を組みながらこちらのほうは対応してまいりたいというふうに考えております。

○佐藤 兵議長 小久保広信議員。

○3番（小久保広信議員） ぜひその部分、いろいろな手段を使っていくことで今まで本当に隠れていた部分が出てくるんだろうというふうに思いますし、米沢市の対応として、きちっとそっちの部分も含めて行っていきますよという決意がありましたので、なかなかある意味、私の場合は生活保護の方だったわけなんですけれども、やはり認知症になられた方で、自分は大丈夫だと、しっかりしているから、何でもできるからと。しかしながら、4本づえのつえをつけて生活をされ、なかなか一人では非常に厳しい状況なんですけれども、病気がゆえに、私は大丈夫だということで施設入所を相当拒まれた。非常に私もその方には恨まれた、そういった意味では、事例がありますし、そういった困難事例、多分あるというふうに思いますので、そういったことをきちんと拾い上げて、困難事例は困難事例で放っぼっておかないで、それをきちっと対応できるそういった体制をつくっていただきたいというふうに思いますし、先ほども申しま

したけれども、新聞配達であるとかさまざまな情報があるわけですから、そういったものを届けていただけるそういった窓口をきちっと明確化する、そういったことが必要だというふうに思います。

その点を要望として申し上げて、私からの質問を終わりたいと思います。

以上で終わります。

○佐藤 兵議長 以上で3番小久保広信議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○佐藤 兵議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4時13分 散 会